# 【こうち男女共同参画プラン事業計画線表】（23～27年度）

| | | 項目 | 取組の方向 | 取組の内容 | 現状 | これまでの取組 | これからの対策 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | 目指すべき姿・目標事業量（H27） | | 担当課室 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | 目標事業量 | 目指すべき姿 | |
| （１）男女間の意識を変える | ①意識改革と社会制度慣行の見直し | 1 | 男女平等の視点から、女性のおかれている状況を的確に把握するため情報を収集、整理するとともにその結果を公表します。 | 男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施（5年ごと） | 5年ごとに調査を実施<br>・実生活での男女共同参画<br>平等意識<br>家庭生活　53%<br>職場生活　46．3%<br>しきたり・慣習等　70．7% | 平成16年度、平成21年度に実施 | 平成26年度実施予定<br>調査結果は、ホームページ、印刷物などで公表 | | | | 県民意識調査実施 | | 平成26年度実施、調査結果をホームページ、印刷物などで公表 | 固定的な役割分担意識の改善 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 男女別統計資料の充実 | 毎年、定点観測を行っている。 | 内閣府調査（6月）、女性関連指標（1月）の作成 | 毎年、定点観測を行う。 | 男女別統計資料作成 | → | → | → | → | 毎年、定点観測を行い、推移が把握できるようにする。 | 固定的な役割分担意識の改善 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | 2 | 県の取組が、男女共同参画社会の実現に及ぼす影響について調査を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう要請します。 | 男女共同参画の視点からみた行政施策影響調査の実施 | （こうち男女共同参画センター管理運営費）<br>男女共同参画に関する各種統計データの収集及び提供を行う。 | 収集結果をソーレホームページにて公開 | 毎年、定点観測を行い、結果をホームページ上などで公開 | 男女共同参画に関する各種統計データの収集及び提供 | → | → | → | → | 継続して、データの収集を行い、信頼できるデータを蓄積する。 | 固定的な役割分担意識の改善 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 市町村が行う行政施策影響調査への支援 | 市町村によって、取組内容や推進に温度差がある。 | 平成21年度より、男女共同参画地域サポート事業により、市町村が主体的に行う調査事業をサポート。 | 男女共同参画地域サポート事業により、市町村が主体的に行う調査事業をサポート。 | 男女共同参画地域サポート事業 | → | → | → | → | 各市町村が、単独で調査を実施 | 各市町村が、単独で調査を実施できる体制づくり | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | 3 | 人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう支援します。<br>市町村の自主性を尊重しつつ、市町村における男女共同参画計画の策定や改定の取組を積極的に支援します。 | 県職員への男女共同参画に関する研修の実施 | 男女共同参画に関する理解の促進及び啓発が必要であり、教育委員会事務局職員人権問題研修会において、女性の人権を含めた人権研修を毎年実施している。 | 教育委員会事務局職員人権問題研修会において、平成22年度はセクシュアルハラスメントについて取り上げ研修を行った。 | 教育委員会事務局職員人権問題研修会において、女性の人権を含めた人権研修を充実させていく。 | 教育委員会事務局職員人権問題研修会において、女性の人権を含めた人権研修を行う。 | → | → | → | → | | 男女共同参画の理念の理解、意識啓発<br>女性職員の働きやすい職場の実現 | 全所属 |
| | | | | 教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施 | | ・人権教育推進講座支援事業を実施するとともに、市町村等の要請に応じ、研修会に講師を派遣した。 | 市町村等の要請に応じ、研修会に講師を派遣し、男女共同参画に向けての学習を支援する。 | 人権教育推進講座支援事業を活用し、日常の生活を振り返ることができるような研修会を実施する。 | → | → | → | → | | 男女共同参画の理念の理解、意識啓発 | 人権教育課 |
| | | | | 教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施 | 教職員等への男女共同参画に関する理解は、広まりつつあるが、今後も理解の促進を図るために、研修機会の確保と充実が必要である。 | ・人権教育セミナーにおいて、女性の人権をテーマとした研修会を開催し、新しい教材や情報の提供を図る。 | 人権教育セミナーにおいて、女性の人権をテーマとした研修会を開催し、新しい教材や情報の提供を図るとともに教員を対象にした校内研修を充実させる。 | 人権教育セミナーにおいて、女性の人権をテーマとした研修会を開催し、新しい教材や情報の提供を図る。<br>特に本年度は、災害時における女性の人権に | → | → | → | → | | 教職員等の男女共同参画に対する意識啓発が進む | 人権教育課<br>教育政策課（教育センター） |
| | | | | 市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施（再掲） | 「人権教育・啓発に関する基本計画」では、国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要とされている。 | 市町村人権啓発担当者を対象とした、啓発手法の修得、啓発企画力の向上、担当者間のネットワークの形成を図るため県内3ブロックで研修会を実施。 | 市町村担当者全員の出席となっていない。ネットワーク作りなど連携を図るためにも、全市町村の参加を促す。 | 市町村人権啓発担当者研修会開催事業 | → | → | → | → | | 全市町村の参加により、ネットワークの形成を目指す。 | 人権課 |
| （１）男女間の意識を変 | | 3 | 人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう支援します。<br>市町村の自主性を尊重しつつ、市町村における男女共同参画計画の策定や改定の取組を積極的に支援します。 | 市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施 | 社会教育における人権教育についての研修を充実させていくことにより、男女共同参画に関する理解の促進及び指導的役割を果たすことができる人材の育成が必要である。 | 人権のまちづくりのためのファシリテーター（議論の調整・進行役）養成講座事業及び人権教育推進講座支援事業において、リーダー養成を図ってきた。 | 社会教育における人権教育についての研修を充実させていくことにより、男女共同参画に関する理解の促進及び指導的役割を果たすことができる人材を育成する。 | 人権教育推進講座支援事業を活用し、効果的な研修方法や研修内容の設定の仕方などについて指導するとともに、研修会の実施をサポートすることを通して参加者の理解を広げ、指導者の育成を図る。 | → | → | → | → | | 各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。 | 人権教育課 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （３）男女間の意識 | ①意識改革と社会制度慣行の見直し | | | 子どもの発達段階に応じた人権（女性）教育の推進 | ・人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての認識は広がりつつあるが、日常生活における実践には十分つながっていない。 | ・女性の人権を含む県民に身近な7つの人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人）の学習を計画的に実施するよう、人権教育主任研修会等を通じて、年間指導計画の作成を指導している | 平成26年3月の「高知県人権施策基本方針－第一次改定版－」の策定を受け、新たに追加された人権課題（犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権）を含む県民に身近な10の人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人）についての学習を計画・実施できるように人権教育主任連絡協議会や人権教育主任研修会などの機会をとらえて働きかけるとともに、教員対 | 小中学校及び県立人権教育主任連絡協議会や研修会の場を活用して、女性の人権を含めた人権学習をすべての学校で充実させていくことができるよう、学習展開例の紹介や資料の紹介を行う。<br>人権教育セミナーにおいて、女性の人権をテーマとした研修会を開催し、新しい教材や情報の提供を図る。 | → | → | → | → | | 男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られる。<br>児童生徒が、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようになる。 | 人権教育課<br>教育センター |
| | | | 3 | 人権尊重と男女共同参画の推進のため、研修や広報・啓発を行うとともに、市町村においても同様の取組が行われるよう支援します。<br><br>市町村の自主性を尊重しつつ、市町村における男女共同参画計画の策定や改定の取組を積 | 子どもの発達段階に応じた人権（女性）教育の推進 | 園内研修支援事業<br>全　106回<br>（園内研修支援　73回）<br>（ブロック別研修支援　33回） | ・子ども一人一人の育ちにあった保育が展開されるよう、研修への支援を実施。 | 園内研修の支援や子ども理解に関する研修等を推進することにより、子どもの人権を十分配慮した保育の実践を目指す。 | 保育士・幼稚園教員の資質・専門性の向上を図るため、園内研修の充実に向けた支援を行う。 | 園内研修支援の実施 | → | → | → | 園内研修支援<br>全　520回 | 子ども一人一人の人権が尊重され、その子どもの特性や育ちに応じた保育が実践される。 | 幼保支援課 |
| | | | | 地域・職場における人権（女性）研修の実施 | 「人権教育・啓発に関する基本計画」では、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人ひとりの生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望ましいとされている。 | 人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業として、企業内をはじめ、NPOやﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｸﾞﾙｰﾌﾟなど一般県民を対象に人権について研修計画を立案または自らが講師として対応できるリーダーとなれる人材を養成するための講座を開設している。 | 所属する企業、団体内外での人権啓発活動を通じて、人権尊重の社会づくりに寄与する人材を今後も引き続き養成する。 | 人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業 | → | → | → | 人権啓発研修企業・地域リーダー養成講座開催事業 | | 人権について研修計画を立案または自らが講師として対応できるリーダーとなれる人材を養成。 | 人権課 |
| | | | | 地域・職場における人権（女性）研修の実施 | 男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供が必要である。 | ・人権教育推進講座支援事業を実施するとともに、市町村等の要請に応じ、研修会に講師を派遣した。 | 市町村等の要請に応じ、研修会に講師を派遣し、男女共同参画に向けての学習を支援する。 | 人権教育推進講座支援事業を活用し、日常の生活を振り返ることができるような研修会を実施する。 | → | → | → | → | | 各市町村や職場における女性の人権に関わる学習機会が増加し、個人の尊厳と男女平等の意識が高まる。 | 人権教育課 |
| | | | | 県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報 | 未だに残る男女の不平等意識<br>・実生活での男女共同参画平等意識<br>　家庭生活　53%<br>　職場生活　46．3%<br>　しきたり・慣習等　70．7% | ソーレを中心に、ソーレ広報誌（ソーレ・スコープ、メルマガ）、各種講演研修会の開催。県の広報手段（広報誌、ラジオ）を活用しての周知 | こうち男女共同参画センターを拠点として、広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。県広報誌などによる周知。 | ソーレを拠点とした広報活動、県広報誌などによる広報活動 | → | → | 県民意識調査 | → | 対前年程度の広報事業量の確保 | 男女共同参画平等意識の向上 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報 | 法務省においても、「女性の人権を守ろう」を年間強調事項として、テレビ・ラジオや新聞・雑誌による広報啓発活動を推進するとともに「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、マスメディアの活用は不可欠としており、その効用を最大限に活用することが重要とされている。 | テレビ・ラジオによるスポットコマーシャルや新聞広告、啓発冊子等による啓発を実施。 | 引続き県民啓発に取り組むとともに、より効果的な啓発を検討・実施していく。 | 人権啓発スポット事業 | → | → | → | → | | 県民生活に効果のあるスポットコマーシャルや新聞広告を目指す。 | 人権課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 人権（女性）に関する実態調査と公表 | 未だに残る男女の不平等意識<br>・実生活での男女共同参画平等意識<br>家庭生活　53%<br>職場生活　46．3%<br>しきたり・慣習等　70．7% | 平成22年度は、大学生等の若者を対象に男女共同参画に関する意識調査をソーレで実施。<br><br>平成14年度に人権に関する県民意識調査を実施・公表<br>（H24．6追加）<br><br>平成15年度に人権に関する実態の公表として「高知県の人権について」を作成<br>（H25．4追加） | ソーレを中心に、男女共同参画に関する意識調査を実施。<br>調査結果は、ホームページ、印刷物などで公表。<br><br>平成24年度に人権に関する県民意識調査を実施し、結果を印刷物、ホームページなどで公表。<br>（H24．6追加）<br><br>平成25年度に人権に関する実態の公表を実施<br>（印刷物・ホームページ）<br>（H25．4追加）<br><br>平成26年度から、毎年度、人権に関する実態の公表を実施（ホームページ）<br>（H26．4追加） | ソーレを中心に男女共同参画に関する意識調査を実施 | 人権に関する県民意識調査・公表 | 「高知県の人権について」を作成・公表 | | | 情勢に適応した調査の実施 | 男女共同参画平等意識の向上 | 県民生活・男女共同参画課、人権課 |
| | | | | 人権（女性）に関する実態調査と公表 | 未だに残る男女の不平等意識<br>・実生活での男女共同参画平等意識<br>家庭生活　53%<br>職場生活　46．3% | 平成22年度は、大学生等の若者を対象に男女共同参画に関する意識調査をソーレで実施。 | ソーレを中心に、男女共同参画に関する意識調査を実施。<br>調査結果は、ホームページ、印刷物などで公表。 | ソーレを中心に男女共同参画に関する意識調査を実施 | | | | | 情勢に適応した調査の実施 | 男女共同参画平等意識の向上 | 県民生活・男女共同参画課、人権課 |
| | | | | 市町村における男女共同参画計画策定促進及び策定支援 | ・平成22年度末、34市町村中、17市町村において計画策定（50．0%） | 市町村における男女共同参画計画策定促進及び策定支援 | 男女共同参画地域サポート事業などにより、市町村が主体的に行う計画策定をサポート。 | 男女共同参画地域サポート事業 | | | | | 5年間の間に6町村において計画策定 | 計画策定市町村率<br>67.6%<br>（23市町村／34） | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 市町村が行う女性の人権に関する啓発事業の支援 | 市町村によって、取組内容や推進に温度差がある。 | 平成21年度より、男女共同参画地域サポート事業により、市町村が主体的に行う啓発事業をサポート。 | 男女共同参画地域サポート事業により、市町村が主体的に行う啓発事業をサポート。 | 男女共同参画地域サポート事業 | | | | | 各市町村が、単独で啓発事業を実施 | 各市町村が、単独で啓発事業を実施できる体制づくり | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 市町村が行う女性の人権に関する啓発事業の支援 | 「人権教育・啓発推進法第9条」により、人権啓発に係る財政的支援が国よりなされている（国費委託事業） | 人権尊重思想の普及啓発を図り、基本的人権の擁護に資するため、住民を対象とする講演会や研修会などの啓発活動を市町村に委託した。 | 引き続き実行していく。 | 人権啓発活動市町村委託事業 | | | | | | 事業実施により、人権尊重の社会づくりや、自主的な人権意識の高揚を目指す。 | 人権課 |
| | | | | 民間団体が行う女性の人権に関する啓発事業の支援 | 毎年、ソーレが行う民間団体などを対象に事業費の補助を行う「ソーレ・えいど事業」等の支援事業により民間団体等の活動を支援 | 「ソーレ・えいど事業」を活用し、支援。平成22年度は6団体支援 | 「ソーレ・えいど事業」を活用し、支援。 | ソーレ・えいど事業 | | | | | 支援事業予算枠の拡大 | ・支援事業予算枠の拡大<br>・応募団体の増加 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 民間団体が行う女性の人権に関する啓発事業の支援 | 「人権教育・啓発に関する基本計画」では、民間団体においても個々の人権課題を対象として、人権啓発上有意義な取り組みが行われており、今後も実施主体として重要な一翼を担うことが期待されている。 | 民間団体を対象として、対象者が自主的に行う、人権意識の高揚を目的とした活動（交流体験活動、講演会、研修会、啓発資料の作成・配布等）を支援してきた。 | 予算に限りがあるため支援できる団体は限られるが、今後も支援を実行していく必要がある。 | 人権ふれあい支援事業 | | | | | | 事業実施により、人権尊重の社会づくりや、自主的な人権意識の高揚を目指す。 | 人権課 |
| | | | | 男女共同参画に関する苦情の申出・処理制度の充実 | 男女共同参画に関する苦情の申し出・処理を男女共同参画苦情調整委員会（調整委員3名）により実施。 | 男女共同参画に関する苦情の申し出・処理を男女共同参画苦情調整委員会により実施。平成22年度は申請件数0件 | ・男女共同参画苦情調整処理委員会による処理<br>・事業内容の県民への更なる周知 | 苦情の随時受け付け、事業内容の県民への周知 | | | | | ・適正な苦情処理<br>・事業認知率の増加 | 男女共同参画に関する苦情のない社会づくり | 県民生活・男女共同参画課 |
| （1）男女間の | ①意識改革と社 | 4 | こうち男女共同参画センター「ソーレ」を中心とした、研究・調査を実施するとともに男女共同参画の視点から、研修や広報・啓発を行い、社会制度や慣行、役割の分担などを見直すことを促します。 | 男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施（5年ごと）【再掲】 | 5年ごとに調査を実施<br>・実生活での男女共同参画平等意識<br>家庭生活　53%<br>職場生活　46．3%<br>しきたり・慣習等　70．7% | 平成16年度、平成21年度に実施 | 平成26年度実施予定<br>調査結果は、ホームページ、印刷物などで公表 | | | | 県民意識調査実施 | | 平成26年度実施、調査結果をホームページ、印刷物などで公表 | 固定的な役割分担意識の改善 | 県民生活・男女共同参画課 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 県職員への男女共同参画・女性問題に関する研修の実施 | 研修参加所属数<br>平成21年度　36所属<br>平成22年度　82所属 | 平成17年度より、職員研修を実施<br>平成22年度より、対象に市町村職員も含む | 市町村及び県職員を対象に男女共同参画の意識啓発の研修を実施 | 8月頃に職員研修の実施 | | | | 複数回の開催など、目標達成に向けた研修体系の模索 | 全所属参加 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 市町村職員への男女共同参画・女性問題に関する研修の実施 | 平成22年度より、高知県職員向け研修を市町村職員へも開放<br>平成22年度　11市町村参加 | 平成17年度より、職員研修を実施<br>平成22年度より、対象に市町村職員も含む | 市町村及び県職員を対象に男女共同参画の意識啓発の研修を実施 | 8月頃に職員研修の実施 | | | | 複数回の開催など、目標達成に向けた研修体系の模索 | 全所属参加 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | ②メディアにおける男女共同参画の推進 | | | 県民への男女共同参画に関する啓発・広報 | 未だに残る男女の不平等意識<br>・実生活での男女共同参画平等意識<br>家庭生活　53%<br>職場生活　46．3%<br>しきたり・慣習等　70．7% | ソーレを中心に、ソーレ広報誌（ソーレ・スコープ、メルマガ）、各種講演研修会の開催。県の広報手段（広報誌、ラジオ）を活用しての周知 | こうち男女共同参画センターを拠点として、広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。県広報誌などによる周知。 | ソーレを拠点とした広報活動、県広報誌などによる広報活動 | | 県民意識調査 | | 対前年程度の広報事業量の確保 | 男女共同参画平等意識の向上 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 社会における不平等な慣行等に対する調査研究 | （こうち男女共同参画センター管理運営費）<br>男女共同参画に関する各種統計データの収集及び提供を行う。 | 収集結果をソーレホームページにて公開 | 毎年、定点観測を行い、結果をホームページ上などで公開 | 男女共同参画に関する各種統計データの収集及び提供 | | | | 継続して、データの収集を行い、信頼できるデータを蓄積する。 | 固定的な役割分担意識の改善 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | 5 | 男女共同参画の視点に立ち、また、女性の人権等を尊重した表現がなされるよう、メディアの取組を促すとともに、触れたくない情報に接しない自由に配慮する環境づくりに努めます。<br><br>行政自らの広報活動においても、男女共同参画の視点と女性の人権等に配慮した適切な表現 | 女性リーダーの育成 | 未だ女性のリーダーは少ない<br>・県議会議員における女性議員割合　5.3%(H22.5.1)<br>・高知県職員の管理職における女性委員の割合<br>6.1%(H22.5.1) | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | | | | | キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため講座や研修を実施する。 | 女性リーダーが増加することにより、男女が共に参画する社会の実現 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | 5 | | 男女共同参画や女性の人権等に関わる表現についてのメディアに対する要望 | | 事例に応じ随時対応 | 事例に応じ随時対応 | 随時対応 | | | | | 女性の人権が尊重されたメディア表現 | 広報広聴課、人権課、県民生活・男女共同参画課 |
| | | 5 | 男女共同参画の視点に立ち、また、女性の人権等を尊重した表現がなされるよう、メディアの取組を促すとともに、触れたくない情報に接しない自由に配慮する環境づくりに努めます。<br><br>行政自らの広報活動においても、男女共同参画の視点と女性の人権等に配慮した適切な表現に努めます。 | 男女共同参画や女性の人権等に関わる表現についてのメディアに対する要望 | ・県の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、記者クラブへの情報提供により、男女共同参画や女性の人権等の広報を行っている。 | 県は、担当課等と連携して、テレビや新聞等のメディアやインターネットなど、多様な広報媒体を活用した男女共同参画や女性の人権等の周知を行った。 | ・県民への幅広い周知活動の実施<br>・担当課等への情報提供の呼び掛け | 広報紙、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用した広報を実施<br><br>県の担当課等に対し、報道機関への情報提供の充実の呼び掛け | 広報紙、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用した広報を実施 | | | | | ・女性の人権が尊重されたメディア表現<br><br>・各分野や各地域で、男女共同参画や女性の人権等に関する支援について、できることに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されている。 | 広報広聴課 |
| | | | | 男女共同参画の視点に立った広報作成の手引きの普及 | 男女共同参画の視点に立った広報作成の手引きを作成し、初任者研修で説明するなどして普及啓発している。 | ・初任者研修会等で配布<br>・他課などからの相談に随時対応 | ・研修会等で配布<br>・他課などからの相談に随時対応 | ・研修会等で配布<br>・他課などからの相談に随時対応 | | | | | 少なくとも、行政からの広報には、男女共同参画の視点が入るようにする。 | 県民生活・男女共同参画課 |
| （1）男女間の意識を | ②メディアにおける男女共同参画の推進 | 5 | 男女共同参画の視点に立ち、女性の人権等を尊重した表現がなされるよう、触れたくない情報に接しない環境づくりに努めます。 | 青少年保護育成条例に基づく有害図書類の指定 | 平成21年度に高知県青少年保護育成条例第11条第2項に基づく有害図書類の包括指定を行う3団体の指定を行っている。 | 高知県青少年保護育成条例第11条第2項に基づく有害図書類の包括指定および適切な運用のための啓発を行った。 | 高知県青少年保護育成条例第11条第2項に基づく有害図書類の包括指定および適切な運用のための啓発を行う。 | 有害図書類の包括指定および適切な運用のための啓発 | | | | - | 有害図書類が青少年に拡散しない環境づくりが進んでいる | 児童家庭課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）男女間の意識を変える | ③国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進 | 6 | 国際規範を尊重し、その周知と浸透に努めます。 | 女子差別撤廃委員会からの最終見解等の県民への周知と浸透を図る | 女子差別撤廃条約を知らない人の割合　54.7% | 各種広報手段（県広報誌、ソーレ広報誌など）を活用し、広報活動を行う。 | 各種広報手段（県広報誌、ソーレ広報誌など）を活用し、広報活動を行う。 | 広報活動等 | | | 県民意識調査 | | | 女子差別撤廃委員会からの最終見解等の県民への浸透 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | ③国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進 | 6 | 国際規範を尊重し、その周知と浸透に努めます。<br>国際交流を通じて、諸外国の社会や文化を学び、国際的な視点から男女共同参画への理解を深めます。 | 国際化時代にふさわしい人づくり（高知県国際交流協会） | グローバル化が進みますます多様化や適応性が重要になったこの世界で、外国人に壁を作ってしまう人やそのグローバル化についていけていない人が多数いる。また国内、県内はまだまだ外国人の受け入れ体制が不十分で国際化時代にふさわしい人づくりが整っていない。 | これからの世代を引っ張っていく年代や若者を中心にした異文化理解講座や日本語ボランティア講師養成講座などの講座を開催した。また県民に国際交流に参加してもらうためのきっかけ作りの事業なども展開した。 | 若者世代だけでなく、社会全体で県民が国際交流や国際協力に参加できる事業の開設や講座の開催を行う。 | 現在行っている事業の現状維持、改善を行いつつ、県民全体の国際化の底上げを行う。 | | | | | 現在の事業量を維持し県民に国際化のための施策を提供していく。さらに社会全体で国際化を底上げできるような事業に取り組む。 | 県民の国際化が全体的に底上げされ、外国人の受け入れ体制や県民の意識が強化されている。 | 国際交流課 |
| | | | | 交流イベントや異文化理解講座の開催（高知県国際交流協会） | 期間限定で県民の方々に国際的なことやものに触れていただいたり、小学校高学年を対象に、国際色豊かな人材を育てるための講座を開設したり、県民の方々に異文化に触れていただくため、外国人に直接その国の事情や情報を聞ける講座を開催し、県民の国際化に努めている。 | 国際的な立場の人に講演をしてもらい世界の状況や国際的な取り組みなどを県民に伝えてもらう。また小学校4～6年生を対象に講座を開催し国際色豊かな若者の育成に努めた。さらに、県の国際交流員や留学生、その他在住の外国人に講師になってもらい、県民の国際化のための異文化理解講座を開催した。 | 今まで継続してやってきた事業について現状維持や改善をしていき、県民に継続して国際化を促していく。 | 事業については現状維持をしながら改善できるところについては改善していく。 | | | | | 現在取り組んでいる事業量を減らさず、またできるなら更なる県民の国際化のための講座などを開設する。 | 現在の事業をさらにPRし県民に広く事業を知らしめる。また改善できる部分については毎回改善していき、実用的な県民の国際化に努める。 | 国際交流課 |
| | | 7 | 家庭における固定的な男女の役割意識を改めるよう促し、子どものころからの男女共同参画の理解を促進します。<br>男女が互いに担いあう家庭生活のため、学習機会を提供し、男性の家庭生活への | 県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報【再掲】 | 未だに残る男女の不平等意識<br>・実生活での男女共同参画平等意識<br>家庭生活　53%<br>職場生活　46．3%<br>しきたり・慣習等　70．7% | ソーレを中心に、ソーレ広報誌（ソーレ・スコープ、メルマガ）、各種講演研修会の開催。県の広報手段（広報誌、ラジオ）を活用しての周知 | こうち男女共同参画センターを拠点として、広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。県広報誌などによる周知。 | ソーレを拠点とした広報活動、県広報誌などによる広報活動 | | | 県民意識調査 | | | 対前年程度の広報事業量の確保 | 男女共同参画平等意識の向上 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | 7 | | 家事（料理）・介護の実践講座の開催 | ・家庭における現実の夫婦の役割分担<br>夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する場合　18．1%<br>・家事労働時間<br>女性の平均　154分<br>男性の平均　24分 | （ソーレ）<br>・料理等の各種実践講座の開催 | （ソーレ）<br>・料理等の各種実践講座の開催 | （ソーレ）<br>・父と子のわくわくクッキングの開催<br>・ライフスタイル応援講座の開催 | | | | | | 家庭における夫婦の役割分担のための講座や研修を実施する。 | 家庭における夫婦の役割分担の現実を理想に近づける。 | 県民生活・男女共同参画課 |
| （２）さまざまな場で | ①家庭での男女共同 | 7 | 家庭における固定的な男女の役割意識を改めるよう促し、子どものころからの男女共同参画の理解を促進します。<br>男女が互いに担いあう家庭生活のため、学習機会を提供し、男性の家庭生活への | 家事（料理）・介護の実践講座の開催 | ・介護の実践講座の開催<br>H21～23平均3,448人 | ・介護の実践講座の開催 | 県民介護講座事業の周知を図るとともに、講座開催等により介護に対する県民の意識啓発を図る。 | 県広報誌等へ掲載<br>参加者数3,542人 | | | | | | 介護に関する知識を持った方が増える | 介護に対する県民の意識啓発が図られる | 地域福祉政策課 |
| | | | | 男性講座の開催 | ・家庭における現実の夫婦の役割分担<br>夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する場合　18．1%<br>・家事労働時間<br>女性の平均　154分<br>男性の平均　24分 | （ソーレ）<br>・男性講座の開催 | （ソーレ）<br>・男性講座の開催 | （ソーレ）<br>・男性セミナー<br>・父と子のわくわくクッキング<br>・ワークライフバランス講座の開催 | | | | | | 家庭における夫婦の役割分担のための講座や研修を実施する。 | 家庭における夫婦の役割分担の現実を理想に近づける。 | 県民生活・男女共同参画課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）さまざまな場での意識を変える | ①家庭での男女共同参画の浸透 | 7 | 家庭における固定的な男女の役割意識を改めるよう促し、子どものころからの男女共同参画の理解を促進します。 | 父親の育児参加のための啓発 | 核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、母親の子育てへの不安感、負担感が増大 | ■各種広報手段を活用し男性の育児参加を促す情報の提供など<br>・出産・子育て応援サイト「こうちプレマnet」<br>・子育て応援情報紙「大きくなあれ」<br>・子育て応援フォーラム | ■こうちプレマnet<br>メルマガ配信機能の拡充<br>情報の見直し・充実<br>■各種広報手段を活用した広報・啓発の充実 | ・こうちプレマnetの運営<br>・H23.7リニューアル<br>・情報の充実・子育て応援情報紙の発行<br>・子育て応援フォーラム<br>・キャンペーンの開催、実施 | → | → | ・H27.3プレマnet リニューアル<br>→ | メルマガコンテンツ作成及び配信システムについて、28年度から県内全域で活用開始するまでに改修を完了させる。 | 父親が積極的に育児に参加する社会づくり | 少子対策課 |
| | | | | 介護支援情報の提供・広報・啓発 | ・介護の実践講座の開催<br>H21～23平均3,448人 | ・介護の実践講座の開催 | 県民介護講座事業の周知を図るとともに、講座開催等により介護に対する県民の意識啓発を図る。 | 県広報誌等へ掲載<br>参加者数3,542人 | | | → | | 介護に関する知識を持った方が増える | 介護に対する県民の意識啓発が図られる | 地域福祉政策課 |
| | ①家庭での男女共同参 | 7 | 家庭における固定的な男女の役割意識を改めるよう促し、子どものころからの男女共同参画の理解を促進します。<br><br>男女が互いに担いあう家庭生活のため、学習機会を提供し、男性の家庭生活への参画や日常生活の自立を促します。 | 介護支援情報の提供・広報・啓発 | ・地域の高齢者に関する様々な相談を受け止めサービスにつないでいく機関として、地域包括支援センターが創設された。 | ・地域包括支援センターの機能向上のための支援、県民への情報提供 | ・地域包括支援センターの機能向上のための支援、県民への情報提供 | 地域包括センター機能強化のための事業実施 | 計画に基づく実施 | → | → | → | | ・地域包括支援センターが高齢者の相談窓口としての機能を発揮する。 | 高齢者福祉課 |
| （２）さまざまな場 | ②学びの場での男女共同参画の推進 | 8 | 子どものころから男女の平等意識を育んでいくため、学校などでの男女平等を基本とした教育を充実させます。 | 男女平等や女性の人権に関する教育の充実 | ・女性の人権を含む県民に身近な7つの人権課題(同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人)の学習を計画的に実施するため、各学校での人権教育年間指導計画の充実が必要である。 | ・女性の人権を含む県民に身近な7つの人権課題(同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人)の学習を計画的に実施するような年間学習計画の作成を指導している。 | 平成26年3月の「高知県人権施策基本方針－第一次改定版－」の策定を受け、新たに追加された人権課題(犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権)を含む県民に身近な10の人権課題(同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人)についての学習を計画・実施できるように教員を対象とする研修を充実させる。(H26.9追加) | 小中学校及び県立人権教育主任連絡協議会や研修会を開催し、女性の人権を含めた人権教育をすべての学校で充実させていくために、年間指導計画の確認と指導を行う。<br>人権教育セミナーにおいて、女性の人権をテーマとした研修会を開催し、新しい教材や情報の提供を図る。 | → | → | → | → | 県内公立学校の人権教育年間指導計画作成率を、100%とする。 | ・各学校で道徳教育が一層充実し、小中学生の自尊感情や異性尊重の意識が高まる。<br><br>男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実<br>児童生徒が、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れる。 | 小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育課、(教育政策課)教育センター |
| （３）さまざまな場での意識を変える | ②学びの場での男女共同参画の推進 | 8 | | 男女平等や女性の人権に関する教育の充実 | H22年度<br>道徳の授業公開率<br>小学校　98．7%<br>中学校　94．8% | ・道徳教育研究協議会4会場<br>・道徳教育重点推進校10校<br>・道徳推進リーダー14名 | 異性の尊重など道徳教育を推進するため、核となる学校をつくるとともに、道徳教育を推進するリーダーを育成して成果を普及させる。 | 道徳教育重点推進校を核として地域を巻き込んでの道徳教育を推進する。<br><br>道徳の時間の指導力向上のためのリーダー教員（10名）を育成する | → | 道徳教育重点推進校の成果普及徹底<br><br>道徳推進リーダー教員の研究成果の普及徹底 | 道徳教育地域連携事業における拠点地域の成果普及<br><br>道徳教育用教材活用推進校の成果普及 | 道徳教育地域連携事業における拠点地域の研究発表会等による成果普及<br><br>「特別の教科道徳」対応として、道徳推進リーダーによる実践例を掲載した「教師用指導資料集」の配付 | 全学級における道徳の授業の公開率<br>小学校：100%<br>中学校：100% | 指定校や道徳推進リーダーの授業実践が普及し、各学校で道徳の授業が地域に公開され、道徳教育が充実する。 | 小中学校課 |
| （４）さまざまな場での意識を | ②学びの場での男女共同参画の | 8 | | 男女平等に関する小中高校生向け教材の作成 | 教材となる資料集や作品集が作成されており、学習のバリエーションを広げる事を提起しているが、各学校において子どもの実態に応じた授業づくりは十分行われていない。 | 平成17年3月に作成された人権教育資料集3（女性と人権）「かがやき」を紹介し、活用を促している。<br>人権作文募集事業により、毎年人権に関する作文を募集・表彰し、優秀作品を冊子にして学校に配付している。 | 平成26年3月の「高知県人権施策基本方針－第一次改定版－」の策定を受け、新たに追加された人権課題(犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権)を含む県民に身近な10の人権課題(同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人)についての学習を計画・実施できるように、教材や資料、効果的な学習 | 保育士、幼稚園教員、各学校の教職員を対象とする人権教育セミナーにおいて、女性の人権をテーマとした研修会を開催するとともに、新しい教材や情報の提供を図る。<br>人権作文募集事業を継続するとともに、作品集など同世代の児童生徒の書いた作品を身近な学習教材としていく。 | → | → | → | → | | 各学校において子どもの実態に応じた教材を用いて授業が行われ、日常生活において児童生徒の固定的な言動等が減るようになる。 | 小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育課、教育政策課（教育センター） |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （５）さまざまな場 | ②学びの場での男女 | 8 | | 公立学校における男女混合名簿導入の推進 | ・男女混合名簿（出席簿）実施率<br>公立小学校　47．4%<br>公立中学校　32．8%<br>公立高等学校56,7%　公立特別支援学校91．7% | 人権教育主任研修会等で男女混合名簿の意義や実施率を紹介している。 | 3年ごとに公立学校における男女混合名簿の実施状況調査を行い、結果を公表する。 | 人権教育主任研修会等で男女混合名簿の意義や実施率を紹介する。 | 男女混合名簿の実施状況調査及び結果の公表 | → | → | 男女混合名簿の実施状況調査及び結果公表 | 公立学校における男女混合名簿の実施率の増加 | 男女混合名簿の意義を理解し、男女混合名簿実施率が増加する。 | 小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育課、教育政策課（教育センター） |
| （２）さまざまな場 | ②学びの場での男女 | 8 | 子どものころから男女の平等意識を育んでいくため、学校などでの男女平等を基本とした教育を充実させます。 | 職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実 | ・平成23年度特別支援学校卒業生（専攻科含）就職率<br>一般事業所　14.1%<br>就労継続支援A型　9.6%<br>・県立特別支援学校の就職希望者の就職率<br>85.0% | 福祉関係や労働機関等との連携も進みつつあるが、進路指導主事を中心に校内の進路部で職場開拓を行っていた。 | 労働等の関係機関と連携を強化したキャリア教育を充実させる。 | 福祉・労働等と連携した進路指導の充実<br>平成23年度から県内の知的障害特別支援学校5校に特別支援学校就職アドバイザーを2名を配置。 | → | → | → | 特別支援学校の就職希望者の就職率<br>100%<br>知的障害特別支援学校における就職率の全国水準の維持・向上 | 特別支援学校高等部卒業生が希望する進路が保障されている。 | 特別支援教育課 |
| （３）さまざまな | ②学びの場での男 | 8 | 子どものころから男女の平等意識を育んでいくため、学校などでの男女平等を基本とした教育を充実させます。 | 職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実 | | ・各公立高等学校において、キャリア教育を実践している。 | 小中高の系統的なキャリア教育の計画を策定する。<br>高等学校におけるキャリア教育の手引を作成する。 | 小中高の系統的なキャリア教育の実践 | → | → | → | 各小・中学校のキャリア教育全体計画作成率100% | ・各学校のキャリア教育全体計画が整備され、充実したキャリア教育の取組が実施される。<br>・生徒が自分の適性に応じたキャリアデザインができるようになる | 小中学校課、高等学校課 |
| | | 9 | 教職員等に対する男女共同参画の意識啓発を進めます。 | 教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施<br>【再掲】 | | ・人権教育推進講座支援事業を実施するとともに、市町村等の要請に応じ、研修会に講師を派遣した。 | 市町村等の要請に応じ、研修会に講師を派遣し、男女共同参画に向けての学習を支援する。 | 人権教育推進講座支援事業を活用し、日常の生活を振り返ることができるような研修会を実施する。 | → | → | → | | 男女共同参画の理念の理解、意識啓発 | 人権教育課 |
| | | | | 教職員等に対する男女共同参画に関する研修の実施<br>【再掲】 | ・人権教育主任連絡協議会において、女性の人権を含む県民に身近な7つの人権課題(同和、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者、外国人)の学習方法の在り方の研修実施 | ・人権教育セミナーにおいて、女性の人権をテーマとした研修会を開催し、新しい教材や情報の提供を図る。 | 人権教育セミナーにおいて、女性の人権をテーマとした研修会を開催し、新しい教材や情報の提供を図るとともに教員を対象にした校内研修を充実させる。 | 人権教育セミナーにおいて、女性の人権をテーマとした研修会を開催し、新しい教材や情報の提供を図る。 | → | → | → | | 教職員等の男女共同参画に対する意識啓発が進む | 人権教育課<br>教育政策課（教育センター） |
| （１）さまざまな場での意識を変える | ②学びの場での男女共同参画の推進 | 10 | 性に対する正しい知識と異性に対する思いやりの心を育てます。 | 子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施 | ・22年度十代の人工妊娠中絶実施率:10.3(女子千対)<br>人工妊娠中絶実施件数:174件 | ・高校等で性に関する講話を実施 | 健全な心と体を維持するための教育を行う。<br>・思春期ハンドブック作成、配布<br>・性の出前講話実施<br>・性に関する専門講師派遣事業(H27.9追加) | ・思春期ハンドブックの作成<br>・性の出前講話実施 | 全女子高校生に配布<br>性に関する専門講師派遣事業 | 女子高生(新1年生)に配<br>→ | 男子生徒版作成・配布<br>→ | 男女共用版の作成・配布<br>思春期ハンドブックの活用 | ・10代の人工妊娠中絶件数の減少<br>・10代の人工妊娠中絶実施率:全国平均に近づく(H26.9月修正) | ・児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることによって、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶件数が減少する。(H26.9月修正) | 健康対策課 |
| | | 10 | 性に対する正しい知識と異性に対する思いやりの心を育てます。 | 子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施 | 児童生徒の身体的、生理的発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化している。 | ・子どもの発達段階に応じた性教育の実施。<br>・性教育用教材の作成<br>〇指導者用資料「いきいき心と体の性教育」(改訂版)を作成し、県内の公立学校へ1冊ずつ配付<br>〇「みんなで取り組もう!!『性に関する教育』」と題した指導啓発用リーフレットを全教職員及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師に配付 | 各学校で、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育を実施する。<br>学校の教育活動全体で組織的・効果的に性に関する教育を実施できるよう教育計画に位置付ける学校を増やす。<br>児童生徒の意識・行動変容に結び付く「性に関する教育」の研究普及を図る。<br>人間関係づくりを基盤とした性に関する教育を実施する。 | 教職員対象の指導者研修会等を開催する。 | → | → | → | ・「性に関する教育」の指導計画を作成している学校100%<br>・「性に関する教育」の指導内容や教材などについて検討する委員会を設置している学校100%<br>・組織的に「性に関する教育」の指導内容や教材を検討している学校　100%<br>・実施している性教育の内容や教材等について保護 | 心身の発育・発達や健康について基礎的な知識を確実に身に付けた子ども、また性感染症等の予防などに関する基礎的な知識を確実に身に付けた子ども、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり望ましい人間関係を構築することができる子ども、自分の将来の夢を実現するための自己選択ができる子どもを育成する。 | スポーツ健康教育課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）さまざまな場での意識を変える | ②学びの場での男女共同参画の推進 | 10 | 性に対する正しい知識と異性に対する思いやりの心を育てます。 | 性に関する教育用教材の作成 | 平成16年度に作成した「いきいき心と体の性教育」の活用状況の把握を平成19年度にしたことを契機に、学校全体での「性に関する教育」の実施状況を継続して把握している。平成24年度の「性に関する教育」の指導計画の作成率は、昨年度の66.2%から72.8%に伸びるなど、各指標が向上した。 | ・平成16年度に作成した「いきいき心と体の性教育」の活用状況の把握<br>・学校全体での「性に関する教育」の実施状況を継続して把握 | ・平成16年度に作成した「いきいき心と体の性教育」の活用推進<br>・学校全体での「性に関する教育」の実施状況を把握 | | | | | | ・「性に関する教育」の指導計画を作成している学校100%<br>・「性に関する教育」の指導内容や教材などについて検討する委員会を設置している学校100%<br>・組織的に「性に関する教育」の指導内容や教材を検討している学校100%<br>・実施している性教育の内容や教材等について保護者へ周知している学校100% | | スポーツ健康教育課 |
| | | | | 思春期相談センター「PRINK」における性に関する相談・啓発の実施 | ・22年度十代の人工妊娠中絶実施率:10.3(女子千対)<br>人工妊娠中絶実施件数:174件 | ・電話、面接、メール相談実施 | ・電話、面接、メール相談実施<br>・思春期相談センター広報用カードの配布 | ・電話、面接、メール相談実施<br>・思春期相談センター広報用カードの配布 | | | | | ・10代の人工妊娠中絶件数の減少<br>・10代の人工妊娠中絶実施率:全国平均に近づく(H26.9月修正)<br>・15歳未満の人工妊娠中絶件数の減少(H26. 9修正) | ・児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることによって、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶件数が減少する。(H26.9月修正) | 健康対策課 |
| | | | | 思春期相談センターでの相談の実施 | | ・電話相談・メール相談・個別面接相談実施 | ・電話相談・メール相談・個別面接相談実施 | ・電話相談・メール相談・個別面接相談実施 | | | | | | 県内の思春期の子どもたちが、思春期相談センターが性に関する正しい知識を得る相談機関であることを理解して気軽に利用する。 | 健康対策課 |
| （２）さまざまな場で（７）さまざまな場 | ②学びの場　③職場での意識啓発 | | | ピアカウンセラー(思春期の性や自己決定に関心のある学生)の養成 | | ・ピアカウンセラーの養成(19年度まで) | ピアカウンセラー養成計画見直しを行う。 | ピアカウンセラー養成計画見直しを行い中止。(H24.6修正) | 性に関する専門講師派遣事業の実施 | | | | | | 健康対策課 |
| | | 11 | 学校行事やPTA活動などにおいて男女がともに子どもにかかわれる取組を進めます。 | PTA活動への男女共同参画の促進 | 高知県小中・高等学校PTA連合会の役員に占める女性の割合<br>H23年度<br>16.7%(36人中6人) | ・高知県PTA研究大会の開催<br>・PTA・教育行政研修会で生活リズム向上に向けた家庭でのルールづくりの促進 | 男女ともにや研修会、学校行事等のPTA活動へ積極的に参加するよう働きかける。 | PTA活動など男女がともに子どもに関われる取組を進めます。<br>・高知県PTA研究大会の実施<br>・PTA教育行政研修会の実施 | | | | | (目標率)<br>③高知県小中高等学校PTA連合会役員に占める男女比5:5 | PTA活動等に男女が積極的に参画する。 | 生涯学習課 |
| | | 12 | 男女平等の視点に立った研修などにより、職場の意識啓発を促します。 | 商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進 | 商工会議所・商工会においては、商工会女性部・商工会議所女性部として組織が別立てとなっており、基本的に本体商工会・商工会議所の役員への女性の参加は、女性部の会長のみとなっている。 | 商工会議所・商工会の各女性部の活動がより活性化するよう支援してきた。 | 小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援 | | | | | | | | 経営支援課 |
| | | | | 商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進 | ・漁業協同組合(沿海地区出資)の正組合員に占める女性の割合(7.9%) | ・漁協女性部の育成と活動支援 | 女性組合員の加入の啓発に取り組む。 | | | | | | ・運営方針決定過程での女性の参画の拡大 | ・女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり | 協同組合指導課、水産政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）さまざまな場での意識を変える | ③職場での意識啓発 | 12 | 男女平等の視点に立った研修などにより、職場の意識啓発を促します。 | 商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進 | ・漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合（7.9%） | ・漁協女性部の育成と活動支援 | 女性組合員の加入の啓発に取り組む。 | | | | | ・運営方針決定過程での女性の参画の拡大 | ・女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり | 協同組合指導課、水産政策課 |
| （２）さまざまな場での意識を変える | ③職場での意識啓発 | 12 | 男女平等の視点に立った研修などにより、職場の意識啓発を促します。 | 県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報【再掲】 | 法務省においても、「女性の人権を守ろう」を年間強調事項として、テレビ・ラジオや新聞・雑誌による広報啓発活動を推進するとともに「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、マスメディアの活用は不可欠とされており、その効用を最大限に活用することが重要とされている。 | テレビ・ラジオによるスポットコマーシャルや新聞広告、啓発冊子等による啓発を実施。 | 引き続き県民啓発に取り組むとともに、より効果的な啓発を検討・実施していく。 | 人権啓発スポット事業 | | | | | | 県民生活に効果のあるスポットコマーシャルや新聞広告を目指す。 | 人権課 |
| （２）さまざまな場での意識を変える | ③職場での意識啓発 | 12 | 男女平等の視点に立った研修などにより、職場の意識啓発を促します。 | 人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施 | 「人権教育・啓発に関する基本計画」では、企業においては、個々の実情や方針に応じて、自主的な啓発活動が行われているとされており、（公財）高知県人権啓発センターにおいて、様々な場面へ講師を派遣している。 | 受講者募集はホームページやリーフレット等による広報で行い、講師や講義内容を検討しながら実施してきた。 | 所属する企業、団体内外での人権啓発活動を通じて、人権尊重の社会づくりに寄与する人材を今後も引き続き養成する。 | 人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業 | | | | | 人権について研修計画を立案または自らが講師として対応できるリーダーとなれる人材を養成。 | 人権課 |
| （２）さまざまな場での意識を変える | ③職場での意識啓発 | 12 | 男女平等の視点に立った研修などにより、職場の意識啓発を促します。 | 企業等への外部講師派遣事業の実施 | （ソーレ）「出前講座」（各種団体の依頼に応じ、サポーター講師、ソーレ職員が講師として、男女共同参画に関する講座）を実施 | （ソーレ）「出前講座」を実施。平成22年度は12回開催（326名参加） | （ソーレ）「出前講座」の実施 | （ソーレ）「出前講座」の実施 | | | | | 企業等における男女平等意識の向上 | 県民生活・男女共同参画課 |
| （２）さまざまな場での意識を変える | ③職場での意識啓発 | 12 | 男女平等の視点に立った研修などにより、職場の意識啓発を促します。 | 企業等への外部講師派遣事業の実施 | 核家族化の進行などにより、子育てへの不安感、負担感が増大 | ■民間企業の従業員や関係者を対象に、「子育て出前講座」を実施<br>＊H23実績　2団体 | ■民間企業の従業員や関係者を対象とした「子育て出前講座」の実施 | 子育て出前講座の実施 | | | | 子育て出前講座7回以上の実施 | 社会全体で子育てにやさしい環境づくり | 少子対策課 |
| （２）さまざまな場での意識を変える | ③職場での意識啓発 | 12 | 男女平等の視点に立った研修などにより、職場の意識啓発を促します。 | 県職員へのセクシュアル・ハラスメント防止のための研修・啓発の実施 | ・ハラスメント対策研修（管理職員向け）参加者（H22　275名、H23　269名、H24　257名、H25　232名、H26　296名、H27　559名）<br>・ハラスメント対策研修（一般職員向け）参加者（H27　1,154名）<br>・セクシュアルハラスメント女性総括苦情相談員研修参加者（H22　10名、H23　11名、H24　10名、H25　5名、H26　5名、H27　5名） | 1．庁内相談窓口の設置<br>2．外部相談員の設置<br>3．専門業者による庁外電話相談窓口を設置（H24.7～H27.3）<br>4．職員に対するセクシュアルハラスメント防止研修の実施<br>・平成21～27年度<br>　ハラスメント対策研修（管理職員向け）<br>・平成27年度<br>　ハラスメント対策研修（一般職員向け）<br>・平成22～27年度<br>　セクシュアルハラスメント女性総括苦情相談員研修 | 外部相談員制度及び相談窓口の周知徹底を図ることで、職員が相談しやすい環境づくりに努める。<br>また、セクシュアルハラスメント防止のための研修内容について、一層の充実を図っていく。 | ・外部相談員制度・セクシュアルハラスメント女性総括苦情相談員の周知<br>・女性相談員に対する研修や管理職員等を対象に研修を実施するとともに、内容についても充実を図っていく。 | | | | | セクシュアル・ハラスメント防止を図るとともに、職員が相談しやすい職場環境づくりを進める。 | 服務関係説明会において所属長へのセクシュアルハラスメント防止の徹底を年1回以上行う。<br>年1回以上ハラスメント防止研修を実施する。 | 行政管理課 |
| （２）さまざまな場での意識を変える | ③職場での意識啓発 | 12 | 男女平等の視点に立った研修などにより、職場の意識啓発を促します。 | 県職員へのセクシュアル・ハラスメント防止のための研修・啓発の実施 | | 任用３年次教頭研修会にてセクシュアル・ハラスメントを含むハラスメント防止について半日日程の研修を実施 | | 教頭研修会にてセクシュアル・シャルハラスメントを含むハラスメント防止について半日日程の研修を実施し、組織として防止のための啓発を図る。 | | | | | 学校を、すべての職員が、組織の一員として個々に尊重されつつ協働していく組織とし、子どもたちの教育にあたる。 | 教育政策課（教育センター） |

（２）さまざまな場での意識を変える

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ③職場での意識啓発 | 12 | 男女平等の視点に立った研修などにより、職場の意識啓発を促します。 | 県職員へのセクシュアル・ハラスメント防止のための研修・啓発の実施 | ハラスメント相談員の指定。 | ハラスメント防止対策関係文書の発出。ハラスメント相談員を指定し、部外講師を招いて研修会を開催。 | 引き続きハラスメント相談員に対する研修及び全職員に対する警務課レターの配付を行う。 | 引き続きハラスメント相談員に対する研修及び全職員に対する警務課レターの配付を行う。（H25.9追加） | | | | ハラスメントの防止を図り、相談しやすい職場環境をつくるための研修会の開催と警務課レターの配付 | ハラスメントに対する意識啓発 | 県警本部警務課 |
| ③職場での意識啓発 | 12 | | 仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進 | ・雇用労働者総数に占める女性の割合　48．6%<br>・男女間の賃金格差（きまって支給する現金給与額：男性を100とした場合の賃金の割合）　74．3% | ・募集・採用における均等な取扱いについての事業主に対する啓発<br>・男女雇用均等法をふまえた女性の職域拡大に対する事業主への啓発<br>・労働相談の充実<br>・男女の均等な処遇に向けた企業の取り組みの奨励・支援<br>・企業への男女雇用機会均等法周知を目的とするセミナー開催<br>・国等の助成金制度を企業へ広報 | ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナー、啓発パンフレットの配布や課のホームページなどを通じた啓発 | セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。 | | | | | ・女性の雇用の場が拡大される。<br>・雇用における男女平等の待遇が図られる。 | 雇用労働政策課 |
| | | | 仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進 | 女性の労働力率が高く、共働き世帯が多い | ■各種広報手段を活用し仕事と家庭の両立ための情報の提供など<br>・出産・子育て応援サイト「こうちプレマnet」<br>・子育て応援情報紙「大きくなあれ」<br>■高知県少子化対策推進県民会議と連携した取り組み | ■こうちプレマnetメルマガ配信機能の拡充情報の見直し・充実<br>■各種広報手段を活用した広報・啓発の充実<br>■高知県少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実 | こうちプレマnetの運営<br>・H23.7リニューアル<br>・情報の充実<br>子育て応援情報紙の発行<br>子育て応援フォーラム・キャンペーンの開催、実施等による子育てを応援する気運の醸成 | | ・H27.3プレマnetリニューアル | | メルマガコンテンツ作成及び配信システムについて、28年度から県内全域で活用開始するまでに改修を完了させる。 | 働きながら子育てしやすい環境づくり | 少子対策課 |
| | | | 労働関係法令等の広報・啓発・周知 | ・高知労働局雇用均等室が対応した平成22年度の男女雇用機会均等法関係の相談件数233件（うちセクハラ相談149件） | 企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的にセミナーを実施 | 企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的に、労働局と連携し、セミナーを継続実施 | セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。 | | | | | 職場における男女平等のさらなる意識の啓発を促進する。 | 雇用労働政策課 |
| ④地域での意識啓発 | 13 | 男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進めます。<br>こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域の男女共同参画社会づくりの中核を担うリーダーや、男女共同参画の視点を持った人材の育成を図ります。 | NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援 | 【高知県社会貢献活動支援推進計画の取組の推進】<br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>学習機会の提供<br>内容：NPO基礎講座、NPO経営塾、NPO経営研究会、NPO実務講座、NPO実務相談、NPOフォーラム、ボランティアガイダンス、地域づくり仕掛け人市、NPO会議室貸出<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>高知県新しい公共支援基金の造成<br>H23年3月<br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>高知県新しい公共支援基金事業を活用したNPO等の活動基盤の整備【H23年度～H24年度】<br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>新しい公共支援基金事業を活用したNPO等の活動基盤の環境整備<br>高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | | 第3次計画策定 | | | | NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援 | ボランティアセンター事業実施状況（23年度）<br>・福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催<br>41名参加<br>・地域連携による福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業の実施<br>（指定社協）香美市社協、土佐清水社協<br>・ボランティアコーディネーション機能強化モデル事業の実施<br>（指定社協）南国市社協<br>・ボランティアNPO通信「手をつなごう」の発行<br>4，000部発行 | ・福祉教育推進事業<br>・養成研修事業<br>・広報啓発事業 | 地域のボランティア活動の活性化に大きな役割を果たす市町村社協のボランティアセンター機能強化を目指す。 | ・市町村社協のボランティアセンターの機能強化を図る。<br>・地域でボランティア学習の推進役となる人材を育成。 | | | | | ボランティア活動に参加する者の増<br>新たなボランティア層の活動の促進 | 学校と地域が連携した学習プログラムを展開し、ボランティアに対する興味や人と人とのつながりの大切さを実感できる。<br>地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制整備、環境整備を図る。 | 地域福祉政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）さまざまな場 | ④地域での意識啓発 | 13 | 男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進めます。<br><br>こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域の男女共同参画社会づくりの中核を担うリーダーや、男女共同参画の視点を持った人材の育成を図り | 企業等への外部講師派遣事業の実施 | 「人権教育・啓発に関する基本計画」では、企業においては、個々の実情や方針に応じて、自主的な啓発活動が行われているとされており、（公財）高知県人権啓発センターにおいて、様々な場面へ講師を派遣している。 | 企業・民間団体研修や一般県民が対象となる研修に登録講師や外部講師の派遣を実施。 | 今後も幅広い人権に関する研修需要に対応できるよう講師を予め確保・登録し、必要に応じて派遣を行っていく必要がある。 | 講師派遣事業 | → | → | → | → | | 幅広い人権に関する研修需要に対応できる講師を確保・登録し、派遣を行う。 | 人権課 |
| | ④地域での意識啓発 | 13 | 男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進めます。<br><br>こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域の男女共同参画社会づくりの中核を担うリーダーや、男女共同参画の視点を持った人材の育成を図り | 男女共同参画に関する出前講座や公民館活動を通じた県民への研修の実施 | （ソーレ）<br>「地域版男女共同参画講座」（地域住民への男女共同参画の理解浸透を図るため、地域に出向き講座を行う。<br>）「出前講座」（各種団体の依頼に応じ、サポーター講師、ソーレ職員が講師として、男女共同参画に関する講座）を実施 | （ソーレ）<br>「地域版男女共同参画講座」を実施。平成22年度は2回開催（332名参加）<br>「出前講座」を実施。平成22年度は12回開催（326名参加） | （ソーレ）<br>「出前講座」の実施 | （ソーレ）<br>「出前講座」の実施 | → | → | → | → | | | 県民生活・男女共同参画課、人権課 |
| | | | | 公民館等、社会教育施設での講座の開設や、住民の地域活動への参加の推進 | 各市町村の公民館等で各種講座・行事を実施 | 公民館活動の情報収集を行い、研究大会等で実践を発表<br>・高知県公民館研究大会 | 講習会等による意識の啓発と各種事業の実施による地域活動の推進 | ・公民館等地域での活動の情報収集と発信<br>・高知県公民館研究大会等研修会の開催 | → | → | → | → | 全ての市町村において各種講座・行事を実施 | 男女ともに地域住民として地域の活動に積極的に参加する。 | 生涯学習課 |
| | | 13 | | 男女共同参画に関する情報の提供（広報誌等による啓発） | 未だに残る男女の不平等意識<br>・実生活での男女共同参画平等意識<br>家庭生活　53%<br>職場生活　46．3%<br>しきたり・慣習等　70．7% | ソーレを中心に、ソーレ広報誌（ソーレ・スコープ、メルマガ）、各種講演研修会の開催。県の広報手段（広報誌、ラジオ）を活用しての周知 | こうち男女共同参画センターを拠点として、広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。県広報誌などによる周知。 | ソーレを拠点とした広報活動、県広報誌などによる広報活動 | → | → | 県民意識調査 | → | 対前年程度の広報事業量の確保 | 男女共同参画平等意識の向上 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 市町村が行う男女共同参画への意識啓発に対する支援 | 市町村によって、取組内容や推進に温度差がある。 | 平成21年度より、男女共同参画地域サポート事業により、市町村が主体的に行う啓発事業をサポート。 | 男女共同参画地域サポート事業により、市町村が主体的に行う啓発事業をサポート。 | 男女共同参画地域サポート事業 | → | → | → | → | 各市町村が、単独で啓発事業を実施 | 各市町村が、単独で啓発事業を実施できる体制づくり | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 市町村人権啓発担当者研修の実施【再掲】 | 「人権教育・啓発に関する基本計画」では、国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要とされている。 | 市町村人権啓発担当者を対象とした、啓発手法の修得、啓発企画力の向上、担当者間のネットワークの形成を図るため県内3ブロックで研修会を実施。 | 市町村担当者全員の出席となっていない。ネットワーク作りなど連携を図るためにも、全市町村の参加を促す。 | 市町村人権啓発担当者研修会開催事業 | → | → | → | → | | 全市町村の参加により、ネットワークの形成を目指す。 | 人権課 |
| | | | | 企業等への外部講師派遣事業の実施【再掲】 | （ソーレ）<br>「出前講座」（各種団体の依頼に応じ、サポーター講師、ソーレ職員が講師として、男女共同参画に関する講座）を実施 | （ソーレ）<br>「出前講座」を実施。平成22年度は12回開催（326名参加） | （ソーレ）<br>「出前講座」の実施 | （ソーレ）<br>「出前講座」の実施 | → | → | → | → | | 企業等における男女平等意識の向上 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | ④地域での意識啓発 | 13 | 男女が互いに地域を担えるよう、地域での意識啓発を進めます。<br><br>こうち男女共同参画センター「ソーレ」において、地域の男女共同参画社会づくりの中核を担うリーダーや、男女共同参画の視点を持った人材の育成を図ります。 | 企業等への外部講師派遣事業の実施【再掲】 | 核家族化の進行などにより、子育てへの不安感、負担感が増大 | ■民間企業の従業員や関係者を対象に、「子育て出前講座」を実施<br>＊H23実績　2団体 | ■民間企業の従業員や関係者を対象とした「子育て出前講座」の実施 | 子育て出前講座の実施 | → | → | → | → | 子育て出前講座7回以上の実施 | 社会全体で子育てにやさしい環境づくり | 少子対策課 |
| | | | | 企業等への外部講師派遣事業の実施【再掲】 | 「人権教育・啓発に関する基本計画」では、企業においては、個々の実情や方針に応じて、自主的な啓発活動が行われているとされており、（公財）高知県人権啓発センターにおいて、様々な場面へ講師を派遣している。 | 企業・民間団体研修や一般県民が対象となる研修に登録講師や外部講師の派遣を実施。 | 今後も幅広い人権に関する研修需要に対応できるよう講師を予め確保・登録し、必要に応じて派遣を行っていく必要がある。 | 講師派遣事業 | → | → | → | → | | 幅広い人権に関する研修需要に対応できる講師を確保・登録し、派遣を行う。 | 人権課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 人権（女性）に関する講座・研修会開催支援 | 「人権教育・啓発推進法第９条」により、人権啓発に係る財政的支援が国よりなされている（国費委託事業） | 人権尊重思想の普及啓発を図り、基本的人権の擁護に資するため、住民を対象とする講演会や研修会などの啓発活動を市町村に委託した。 | 引き続き実行していく。 | 人権啓発活動市町村委託事業 | | | | | | 事業実施により、人権尊重の社会づくりや、自主的な人権意識の高揚を目指す。 | 人権課 |
| | | | | 人権（女性）に関する講座・研修会開催支援 | 人権教育推進講座支援事業を実施するとともに、市町村等の要請に応じ、研修会に講師を派遣している。 | 人権教育推進講座支援事業を実施するとともに、市町村等の要請に応じ、研修会に講師を派遣した。 | 市町村等の要請に応じ、研修会に講師を派遣し、男女共同参画に向けての学習を支援する。 | 人権教育推進講座支援事業を活用し、固定観念や当たり前のおかしさに気づく研修会や、家庭生活の中のバイアスに気づくことができるような研修会を実施する。 | | | | | | 自分が持つ固定観念や家庭の中の課題を改善しようとする意識や、個人の尊厳と男女平等の意識が高まる。 | 人権教育課 |
| | | | | 女性のチャレンジ・エンパワーメント支援 | 未だ女性のリーダーは少ない<br>・県議会議員における女性議員割合　5.3%(H22.5.1)<br>・高知県職員の管理職における女性委員の割合 6.1%(H22.5.1) | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | | | | | キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため講座や研修を実施する。 | 女性リーダーが増加することにより、男女が共に参画する社会の実現 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 女性リーダーの養成【再掲】 | 未だ女性のリーダーは少ない<br>・県議会議員における女性議員割合　5.3%(H22.5.1)<br>・高知県職員の管理職における女性委員の割合 6.1%(H22.5.1) | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | | | | | キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため講座や研修を実施する。 | 女性リーダーが増加することにより、男女が共に参画する社会の実現 | 県民生活・男女共同参画課 |
| 3　場をひろげる | ①行政への女性の | 14 | 県の審議会等の委員への女性の参画を積極的に進めます。 | 県の審議会等の委員への女性の参画促進 | 県の審議会の委員の男女構成　34.0%(H22.5.1) | ・女性人材リストの各課室への情報提供<br>・高知県男女共同参画推進本部会などでの協力要請 | ・女性人材リストの各課室への情報提供<br>・高知県男女共同参画推進本部会などでの協力要請 | ・女性人材リストの各課室への情報提供<br>・高知県男女共同参画推進本部会などでの協力要請 | | | | | 女性人材リストの各課室への情報提供や各種働きかけにより女性０名の審議会をゼロに。 | 県の審議会等の委員の男女構成を均衡にすることにより、女性の視点を活かした政策の実現 | 県民生活・男女共同参画課ほか |
| （１）政策・方針決定過程への女性の参 | ①行政への女性の参画の促進 | | | 人材リストの整備と活用促進 | 県の審議会の委員の男女構成　34.0%(H22.5.1) | ・女性人材リストの各課室への情報提供 | ・女性人材リストの各課室への情報提供 | ・女性人材リストの各課室への情報提供 | | | | | 女性人材リストの各課室への情報提供や各種働きかけにより女性０名の審議会をゼロに。 | 県の審議会等の委員の男女構成を均衡にすることにより、女性の視点を活かした政策の実現 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 女性リーダーの育成【再掲】 | 未だ女性のリーダーは少ない<br>・県議会議員における女性議員割合　5.3%(H22.5.1)<br>・高知県職員の管理職における女性委員の割合 6.1%(H22.5.1) | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | | | | | キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため講座や研修を実施する。 | 女性リーダーが増加することにより、男女が共に参画する社会の実現 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | 15 | 女性県職員の登用や活用を一層進めます。 | 女性県職員の登用、活用の推進 | ・県職員（知事部局）に占める女性の割合　２６．８％<br>・県職員（知事部局）の管理職に占める女性の割合　５．３％<br><br>県職員に占める女性の割合<br>女性職員数　１，０３１人／職員数　３，３６１人＝３０．７％<br>県職員（知事部局）の管理職員に占める女性の割合<br>女性管理職員数　２１人／管理職員数　２６７人＝７．９％<br>（H26.4.1） | ・女性県職員の登用、活用の推進 | 県職員の採用や管理職員への登用について各人の能力や実績に応じ、均等な機会を提供する。 | 「男女共同参画プラン」に基づき男女共同参画を推進する。 | | | | | | | 人事課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）政策・方針決定過程への女性の参 | ①行政への女性の参画の促進 | 15 | 女性県職員の登用や活用を一層進めます。 | 女性県職員の登用、活用の推進 | 県職員(教育委員会事務局(派遣職員を含む))に占める女性の割合<br>女性職員数109人<br>／職員数　259人<br>＝42.1%<br>県職員(教育委員会事務局)の管理職員に占める女性の割合<br>女性管理職員数7人<br>／管理職員数　30人<br>＝23.3%<br>(H27.4.1) | 県職員の採用や管理職員への登用について各人の能力や実績に応じ、均等な機会を提供する。 | 県職員の採用や管理職員への登用について各人の能力や実績に応じ、均等な機会を提供する。 | 「男女共同参画プラン」に基づき男女共同参画を推進する。 | | | | | | | 教育政策課 |
| （１）政策・方針決 | ①行政への女性の参 | 15 | 女性県職員の登用や活用を一層進めます。 | 女性県職員の登用、活用の推進 | 幹部への公正な登用を行っている。 | 女性の職域を拡大するとともに、公正な昇任試験制度により男女の別なく幹部に登用している。 | 女性に適正があると認められるポストへの配置に努め、公正な昇任試験制度により男女の別なく幹部に登用していく。 | 引き続き女性に適性があると認められるポストへの配置に努め、公正な昇任試験制度により男女の別なく幹部に登用していく。 | | | | | 女性警察官の採用の拡大や登用の拡大 | 女性の視点を一層反映した警察運営 | 県警本部警務課 |
| （１）政策・方針決定過程への女性の参画 | ①行政への女性の参画 | 15 | 市町村における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう支援します。 | 学校現場における女性教職員の登用促進 | ・公立小学校教職員管理職に占める女性の割合<br>(27.8%)<br>・公立中学校教職員管理職に占める女性の割合<br>(7.4%)<br>・公立高等学校・公立特別支援学校教職員管理職に占める女性の割合　(15.3%) | | ふさわしい人材の育成と人材発掘及び登用審査への応募の促進<br><br>人事評価制度の活用や学校長の人材マネジメント力が発揮されるよう制度の見直し及び研修の実施 | 人事評価制度の活用による人材育成と人材発掘<br><br>学校組織マネジメント研修による各ステージで求められる知識獲得、マネジメント能力の育成 | | | | | 学校組織マネジメント研修<br>・年次研修<br>・指導教諭研修<br>・主幹教諭研修<br>・教頭研修<br>・校長研修<br>・学校事務職員研修 | ・女性教員の特性や能力が発揮できる職場の環境づくり<br><br>・学校運営に中核者として参画する意識・意欲の高揚、醸成 | 教職員・福利課<br>（教育政策課） |
| | | 16 | | 男女共同参画の取組に関する広報、啓発、情報の提供 | 未だに残る男女の不平等意識<br>・実生活での男女共同参画平等意識<br>家庭生活　53%<br>職場生活　46．3%<br>しきたり・慣習等　70．7% | ソーレを中心に、ソーレ広報誌(ソーレ・スコープ、メルマガ)、各種講演研修会の開催。県の広報手段(広報誌、ラジオ)を活用しての周知 | こうち男女共同参画センターを拠点として、広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。県広報誌などによる周知。 | ソーレを拠点とした広報活動、県広報誌などによる広報活動 | | | 県民意識調査 | | 対前年程度の広報事業量の確保 | 男女共同参画平等意識の向上 | 県民生活・男女共同参画課 |
| （１）政策・方針決定 | ①行政への女性の参画 | 16 | 市町村における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう支援します。 | 市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施【実施】 | 「人権教育・啓発に関する基本計画」では、国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要とされている。 | 市町村人権啓発担当者を対象とした、啓発手法の修得、啓発企画力の向上、担当者間のネットワークの形成を図るため県内3ブロックで研修会を実施。 | 市町村担当者全員の出席となっていない。ネットワーク作りなど連携を図るためにも、全市町村の参加を促す。 | 市町村人権啓発担当者研修会開催事業 | | | | | | 全市町村の参加により、ネットワークの形成を目指す。 | 人権課 |
| （１）政策・方針決定過程 | ①行政への女性の参画 | 16 | 市町村における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう支援します。 | 市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施【実施】 | 男女共同参画に関する理解の促進及び指導者の育成が十分ではない。 | 人権のまちづくりのためのファシリテーター(議論の調整・進行役)養成講座事業及び人権教育推進講座支援事業において、リーダー養成を図ってきた。 | 社会教育における人権教育についての研修を充実させていくことにより、男女共同参画に関する理解の促進及び指導的役割を果たすことができる人材を育成する。 | 人権教育推進講座支援事業を活用し、効果的な研修方法や研修内容の設定の仕方などについて指導するとともに、研修会の実施をサポートすることを通して参加者の理解を広げ、指導者の育成を図る。 | | | | | | 各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。 | 人権教育課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 市町村の女性管理職への登用促進 | ・市町村の審議会の委員の男女構成　22．2％<br>・市町村議会に占める女性議員の割合（10．9％）<br>・市町村職員に占める女性の割合　31．6％<br>・市町村職員の管理職に占める女性の割合　12．4％ | ・「こうち人づくり広域連合」における男女共同参画関係の研修の実施<br>【H16～22実績】<br>①セクシュアルハラスメント研修（階層別基本研修、新採用職員研修の中で実施）のべ5，946人<br>②女性リーダー関係研修のべ164人<br>③意識改革関係研修のべ228人（市町村振興課） | 男女共同参画に関する研修に、より多くの市町村職員が参加できるよう今後も協力していく。<br>（H24.6追加） | 「こうち人づくり広域連合」で実施される男女共同参画関係の研修等に協力していく。<br>（参考）<br>H22研修受講実績<br>①セクシャルハラスメント研修（階層別基本研修、新採用職員研修の中で実施）　914名<br>②女性リーダー関係研修　30名<br>③意識改革関係研修　48名<br>受講者計　992名 | H23より男女共同参画セミナーが独立して実施されるようになった。<br>引き続き、「こうち人づくり広域連合」で実施される男女共同参画関係の研修等に協力していく。<br>（参考）<br>H23研修受講実績<br>①セクシャルハラスメント研修（新採用職員研修、階層別基本研修及び職場内講師養成研修の中で実施）<br>1,079名<br>②男女共同参画セミナー<br>54名<br>受講者計<br>1,133名 | 引き続き「こうち人づくり広域連合」で実施される男女共同参画関係の研修等に協力していく。<br>（参考）<br>H24研修受講実績<br>①セクシャルハラスメント研修（新採研修、階層別基本研修の中で実施）　1,112名<br>②男女共同参画セミナー　46名<br>③職場内講師養成研修（セクシャルハラスメント）12名<br>受講者計<br>1,170名 | 引き続き「こうち人づくり広域連合」で実施される男女共同参画関係の研修等に協力していく。<br>（参考）<br>H25研修受講実績<br>①セクシャルハラスメント研修（新採研修、階層別基本研修の中で実施）<br>1,180名<br>②男女共同参画セミナー　70名<br>受講者計<br>1,250名 | 引き続き「こうち人づくり広域連合」で実施される男女共同参画関係の研修等に協力していく。<br>（参考）<br>H26研修受講実績<br>①セクシャルハラスメント研修（新採研修、階層別基本研修の中で実施）　1,051名<br>②男女共同参画セミナー　49名<br>受講者計<br>1,100名 | できるだけ多くの市町村職員が男女共同参画関係の研修を受講する。<br>※目標数　992人（H22受講者計）×5年＝約4，960人（参考：H22．4．1現在の市町村職員数　9，445人） | 全ての市町村職員が、研修等を通じて男女共同参画に関する正しい知識を持ち、自ら考え行動することができる。 | 市町村振興課 |
| | | | | 市町村の審議会等委員への女性の参画促進 | 市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合<br>23.3% | 市町村の審議会等委員への女性の参画促進のために指導、周知を行う。 | 市町村の審議会等委員への女性の参画促進のために指導、周知を行う。 | 市町村の審議会等委員への女性の参画促進のために指導、周知を行う。 | | | | | | 市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合の向上 | 県民生活･男女共同参画課 |
| （4）政策・方針決定過程への女性の | ②団体・組織への女性の参画の促進 | 17 | 各種の団体や組織に、女性の一層の参画、登用を促します。 | 商工会議所女性会・商工会女性部の育成と活動支援 | 商工会議所･商工会においては、商工会女性部･商工会議所女性部として組織が別立てとなっており、基本的に本体商工会･商工会議所の役員への女性の参加は、女性部の会長のみとなっている。 | 商工会議所･商工会の各女性部の活動がより活性化するよう支援していく。 | 小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援 | 小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援 | | | | | | | 経営支援課 |
（5）政策・方針決定過程への女性の | ②団体・組織への女性の参画の促進 | 17 | 各種の団体や組織に、女性の一層の参画、登用を促します。 | 農業協同組合女性部の育成と活動支援 | ・農業協同組合の正組合員にしめる女性の割合　28.6%<br>・農業協同組合の役員にしめる女性の割合　15農協18人 | JA大会で定められた目標値である「女性理事の割合を1農協あたり最低限2名」「正組合員に占める女性の割合を35％以上」「総代における女性の割合を20％以上」にする取り組みが進められているかどうかなどについて指導した。 | 女性のJA運営への参画に関する数値目標の実現について達成目標年次を示して指導していく。 | 女性のJA運営への参画に関する数値目標の実現について達成目標年次を示して指導していく。 | H24秋の高知県JA大会で目標値の再検討 | JA大会で定められた目標値である「女性理事の割合を1農協あたり最低限2名」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導を継続していく。 | | | ・女性理事の割合を1農協あたり2名以上<br>・正組合員に占める女性の割合が35％以上<br>・総代に占める女性の割合が20%以上 | 農業経営において大きな役割を担っている女性が積極的に農協経営に参画することにより、より組合員の生活と営農に資する農協となることを目指す。<br>・農協において、中核的な組合員組織である女性部への加入促進を図り、活動を活性化させることで、農協の事業･組織基盤強化へとつなげていく | 協同組合指導課 |
（4）政策・方針決定過程 | ②団体・組織への女性の参画の促進 | 17 | 各種の団体や組織に、女性の一層の参画、登用を促します。 | 漁業協同組合女性部の育成と活動支援 | ・漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合（7.9%） | ・漁協女性部の育成と活動支援 | 女性組合員の加入の啓発に取り組む。 | 女性組合員の加入の啓発に取り組む。 | | | | | ・運営方針決定過程での女性の参画の拡大 | ・女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり | 水産政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）政策・方針決定過程への女性の参画の促進<br>（３）政策・方針への女性の参画の促進<br>（４）政策・方針への女性の参画の促進<br>（５）政策・方針への女性の参画の促進 | ②団体・組織への女性の参画の促進<br>②団体・組織への女性の参画の促進<br>②団体・組織への女性の参画の促進<br>②団体・組織への女性の参画の促進<br>②団体・組織への女性の参画の促進<br>②団体・組織への女性の参画の促進 | 17 | 各種の団体や組織に、女性の一層の参画、登用を促します。 | 各組織に対する広報啓発、情報提供 | 女性部が様々な活動を行っていながら、その取り組みがJA内外で正しい評価をうけていないという現状がみられる。 | | JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取り組みについて、支援していく。 | JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取り組みについて、支援していく。 | JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取り組みについて、支援していく。 | JAグループが策定した、女性部の活性化方策と農協の支援策を一体化した「JA女性部活性化プラン」の取り組みについて、支援していく。 | | | | | 協同組合指導課 |
| | | 17 | 各種の団体や組織に、女性の一層の参画、登用を促します。 | 各組織に対する広報啓発、情報提供 | 女性農業委員数:28人 | 農山漁村における男女共同参画の推進に関する施策や県内の取組状況等の情報提供を行ってきた。 | 農山漁村における男女共同参画の推進に関する施策、県内の取組状況等の情報提供 | 農山漁村における男女共同参画の推進に関する施策、県内の取組状況等の情報提供 | | | | | 農業委員会ごとに女性を複数選出 | | 環境農業推進課 |
| | | 17 | 各種の団体や組織に、女性の一層の参画、登用を促します。 | 各組織に対する広報啓発、情報提供 | ・漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合（7.9%） | ・漁協女性部の育成と活動支援 | 女性組合員の加入の啓発に取り組む。 | 女性組合員の加入の啓発に取り組む。 | | | | | ・運営方針決定過程での女性の参画の拡大 | ・女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり | 水産政策課 |
| | | 17 | 各種の団体や組織に、女性の一層の参画、登用を促します。 | 農村におけるリーダー養成研修等各種研修会の開催 | 研修会の開催等 | 農村女性リーダーの活動支援及び新たなリーダー候補者の育成を行った。 | 農村女性リーダーの活動支援及び新たなリーダー候補者の育成 | 農村女性リーダーの活動支援及び新たなリーダー候補者の育成 | | | | | | 農業経営や農家生活の向上に向け、地域での活動に意欲を持って取り組んでいる女性農業者の育成 | 環境農業推進課 |
| | | | | 女性による地域防災活動の育成と支援 | 消防団員数に占める女性の割合　２．９%<br>（平成２３年５月１日現在） | 消防団員定数確保対策（女性消防団員の入団促進）<br>・消防団を充実強化し、地域の安全確保という消防団の役割を果たし地域の総合的防災力の向上を図るため地域に密着して生活し、地域コミュニティの結びつきを持っている女性消防団員の増加を図った。 | 女性消防団員の入団促進<br>・各消防団に対する女性消防団員の入団促進の取り組み。 | 女性消防団員の入団促進<br>・消防団員定数確保対策の中で、女性消防団員の活動事例などを紹介し、女性の入団促進を図る。 | | | | | 女性消防団員の入団促進<br>・各消防団で女性消防団員の役割の認識が確認され、ほとんどの消防団に女性が入団する<br>・女性消防団員数の増加 | 各消防団で男性消防団と共に女性消防団が活動することで、消防団の定数を確保し地域防災力の向上を図る。 | 消防政策課 |
| | ②団体・組織 | 17 | 各種の団体や組織に、女性の一層の参画、登用を促します。 | 女性リーダーの育成【再掲】 | 未だ女性のリーダーは少ない<br>・県議会議員における女性議員割合　5.3%(H22.5.1)<br>・高知県職員の管理職における女性委員の割合　6.1%(H22.5.1) | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | | | | | キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため講座や研修を実施する。 | | 県民生活･男女共同参画課 |
| （２）働く場をひろげる | ①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保 | 18 | 職域拡大を促進し、働く意思のある者の雇用の場をひろげます。<br><br>男女の平等な待遇を促します。 | 仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進【再掲】 | ・雇用労働者総数に占める女性の割合　４８．６%<br>・男女間の賃金格差（きまって支給する現金給与額：男性を１００とした場合の賃金の割合）　７４．３% | ・募集・採用における均等な取扱いについての事業主に対する啓発<br>・男女雇用均等法をふまえた女性の職域拡大に対する事業主への啓発<br>・労働相談の充実<br>・男女の均等な処遇に向けた企業の取り組みの奨励・支援<br>・企業への男女雇用機会均等法周知を目的とするセミナー開催<br>・国等の助成金制度を企業へ広報 | ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナー、啓発パンフレットの配布や課のホームページなどを通じた啓発 | セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。 | | | | | | ・女性の雇用の場が拡大される。<br><br>・雇用における男女平等の待遇が図られる。 | 雇用労働政策課 |
| | | | | 労働関係法令等の広報・啓発・周知【再掲】 | ・高知労働局雇用均等室が対応した平成22年度の男女雇用機会均等法関係の相談件数233件（うちセクハラ相談149件） | 企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的にセミナーを実施 | 企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的に、労働局と連携し、セミナーを継続実施 | セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。 | | | | | | 職場における男女平等のさらなる意識の啓発を促進する。 | 雇用労働政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）働く場をひろげ | ①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保 | 18 | 職域拡大を促進し、働く意思のある者の雇用の場をひろげます。<br><br>男女の平等な待遇を促します。 | 人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施【再掲】 | 「人権教育・啓発に関する基本計画」では、企業においては、個々の実情や方針に応じて、自主的な啓発活動が行われているとされており、（公財）高知県人権啓発センターにおいて、様々な場面へ講師を派遣している。 | 企業・民間団体研修や一般県民が対象となる研修に登録講師や外部講師の派遣を実施。 | 今後も幅広い人権に関する研修需要に対応できるよう講師を予め確保・登録し、必要に応じて派遣を行っていく必要がある。 | 人権啓発研修企業リーダー養成講座開催事業 | → | → | → | 人権啓発研修企業・地域リーダー養成講座開催事業 | | 人権について研修計画を立案または自らが講師として対応できるリーダーとなれる人材を養成。 | 人権課 |
| | | 19 | 若年者（女性・男性）の就労を支援します。<br><br>県内企業との連携協力を推進し地域産業の担い手となる人材の育成を支援します。 | 就職支援相談センター（ジョブカフェ）事業の充実 | ・H23.3月末の新規高卒者の就職内定率91%.。<br>・新規大卒者の就職内定率は86.3%。<br>・若年者のH23.3月末有効求人倍率0.42<br>若年者の求職者数89,191人で<br>厳しい状況にある | ・しごと体験枠の拡充<br>・キャリアカウンセラーの増員<br>・本部及び幡多サテライトに広報員を配置 | ・新規学卒者（卒後3年以内）への支援<br>・第一次産業、介護・福祉分野への就業促進<br>・本部及び幡多サテライトに広報員を配置 | ・ジョブカフェの機能強化・幡多サテライトの体制の充実 | → | → | → | → | しごと体験受講者の正規雇用率<br>50%<br><br>ジョブカフェ来所者の相談件数割合<br>70% | | 雇用労働政策課 |
| （２）働く場をひろげ | ①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保 | 19 | 県内企業との連携協力を推進し地域産業の担い手となる人材の育成を支援します。（H26.5修正） | 産業人材の育成（地域産業担い手人材育成）事業の実施 | （H23.3月末）<br>・実施校　7校<br>・参加生徒数　631人<br>・高校生の県内就職率57.6% | ・専門科目を有する高校を対象に、企業実習や技術指導などを行う | ・高校生の事業への参加の継続支援<br>・学校と企業との連携強化 | ・地域産業担い手人材育成事業の充実 | → | → | → | → | 県内就職率<br>72% | 産業界、行政、教育界の連携強化により企業が求める人材を確保 | 雇用労働政策課 |
| | | | 若年者（女性・男性）の就労を支援します。<br><br>県内企業との連携協力を推進し地域産業の担い手となる人材の育成を支援します。 | 若手人材の育成事業の実施（産業団体、金融機関、企業、行政事業者など） | 若手人材の産業振興の取り組みへの参画が進んでいない。 | 産業振興計画への理解と産業振興の取り組みへの参画意欲を高めるため、異業種交流＆研修会を開催（平成22年度：5回、のべ323名が参加） | 引き続き、異業種交流＆研修会を開催する等、産業振興への理解と参画意欲を高める取り組みを進める。 | 異業種交流＆研修会等の開催 | 産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー」の実施 | → | → | → | ◆ビジネスの基礎を習得した人材の育成<br>◆応用・実践編受講者の内7割以上が、商品開発や販路開拓などの新たな事業展開につながる | 産業振興への理解と参画意欲のある若手人材が地域産業を創造・リード | 計画推進課 |
| ②団体・組織への女性の参画の促進 | ②能力開発と就業の支援 | 20 | 女性の職業能力を高め、ひろげるよう、能力開発を支援します。 | 職業能力開発訓練の充実 | ・母子家庭等就業・自立センター登録者数<br>H22　213名（うち職業訓練等受講者数54名）<br>・マザーズサロン高知の新規求職者数<br>H22　1,141件 | ・長期失業状態にある母子家庭の母等の職業的自立の促進（訓練手当の支給）<br>・託児サービス付職業訓練の実施 | ・公共職業安定所との連携<br>・求職者支援制度との調整<br>・就職支援員の配置<br>（H24.6追加） | ・職業訓練の充実 | → | → | → | → | 就職率：75% | | 雇用労働政策課 |
| ②団体・組織への女性の参画の促進 | ②能力開発と就業の支援 | 20 | 女性の職業能力を高め、ひろげるよう、能力開発を支援します。 | 女性のチャレンジ・エンパワーメント支援【再掲】 | 未だ女性のリーダーは少ない<br>・県議会議員における女性議員割合　5.3%(H22.5.1)<br>・高知県職員の管理職における女性委員の割合<br>6.1%(H22.5.1) | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | → | → | → | → | キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため講座や研修を実施する。 | 女性リーダーが増加することにより、男女が共に参画する社会の実現 | 県民生活・男女共同参画課 |
| ②団体・組織への女性の参画の促進 | ②能力開発と就業の支援 | 20 | 女性の職業能力を高め、ひろげるよう、能力開発を支援します。 | 人材の育成（地域産業の担い手、起業支援） | 地域産業を創造・リードする人材が不足している。 | 地域産業を創造・リードできる事業者及び支援者を育成するための研修を開催<br>①（事業者育成、ビジネス実践研修）目指せ！弥太郎　商人塾（平成22年度：基礎編のべ1，072名、応用実践編18事業者が受講）<br>②（事業者育成、ビジネス実践研修）土佐経営塾（平成22年度：本山町、土佐市の20名が受講）<br>③（支援者育成、コーディネーター研修）こうち地域産業振興人材育成塾（平成22年度：16名が受講） | 引き続き、地域産業を創造リードできる事業者や支援者を育成する研修や教育を産学官が連携して実施 | 目指せ！弥太郎商人塾等の研修や教育を実施 | 産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー」の実施 | → | → | → | → | ◆ビジネスの基礎を習得した人材の育成<br>◆応用・実践編受講者の内7割以上が、商品開発や販路開拓などの新たな事業展開につながる | ビジネスの実践力を身に付けた事業者とコーディネータースキルを身に付けた支援者が相互に連携し、地域産業を創造・リード | 計画推進課 |
| | | 21 | 多様な働き方ができる就業の場をひろげます。 | 労働関係法令等の広報・啓発・周知【再掲】 | ・高知労働局雇用均等室が対応した平成22年度の男女雇用機会均等法関係の相談件数233件（うちセクハラ相談149件） | 企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的にセミナーを実施 | 企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的に、労働局と連携し、セミナーを継続実施 | セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。 | → | → | → | → | | 職場における男女平等のさらなる意識の啓発を促進する。 | 雇用労働政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②団体・組織への女性の参画の促進 | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | 22 | 家族労働における就業条件や環境を整えます。 | 家族経営協定締結の促進 | 家族経営協定締結農家数：613戸 | 農業者を対象とした家族経営協定に関する学習会の開催、締結希望農家への支援を行ってきた。 | 認定農業者等の意欲ある農家を対象とした家族経営協定締結支援 | 認定農業者等の意欲ある農家を対象とした家族経営協定締結支援 | → | → | → | → | 750戸<br>（H23目標） | 農業経営におけるパートナーシップの確立 | 環境農業推進課 |
| ②団体・組織への女性の参画の促進 | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | 23 | 家族労働における就業条件や環境を整えます。 | 商工団体等（商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合）の女性組織の育成と経営への参加促進 | 商工会議所・商工会においては、商工会女性部・商工会議所女性部として組織が別立てとなっており、基本的に本体商工会・商工会議所の役員への女性の参加は、女性部の会長のみとなっている。 | 商工会議所・商工会の各女性部の活動がより活性化するよう支援していく。 | 小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援 | 小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援 | → | → | → | → | | | 経営支援課 |
| ②団体・組織への女性の参画の促進 | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | 24 | 家族労働における就業条件や環境を整えます。 | 商工団体等（商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合）の女性組織の育成と経営への参加促進 | 役員への女性参画目標や役員の女性枠が未設置の農協がある。 | | JA大会で定められた目標値である「女性理事の割合を1農協あたり最低限2名」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導を継続していく。 | JA大会で定められた目標値である「女性理事の割合を1農協あたり最低限2名」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導を継続していく。 | JA大会で定められた目標値である「女性理事の割合を1農協あたり最低限2名」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導を継続していく。 | JA大会で定められた目標値である「女性理事の割合を1農協あたり最低限2名」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導を継続し | → | → | | | 協同組合指導課 |
| ②団体・組織への女性の参画の促進 | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | 24 | 家族労働における就業条件や環境を整えます。 | 商工団体等（商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合）の女性組織の育成と経営への参加促進 | ・漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合（7.9%） | ・漁協女性部の育成と活動支援 | 女性組合員の加入の啓発に取り組む。 | 女性組合員の加入の啓発に取り組む。 | → | → | → | → | ・運営方針決定過程での女性の参画の拡大 | ・女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり | 水産政策課 |
| ②団体・組織への女性の参画の促進 | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | 23 | 女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。 | 女性農業者の経営参画等のための研修 | 研修会の開催等 | 経営や栽培技術に関する研修会の開催、個別支援を行ってきた。 | 男女共同参画のための意識の醸成・啓発を行うための講座・研修会の開催、事例集の作成 | 男女共同参画のための意識の醸成・啓発を行うための講座・研修会の開催、事例集の作成 | → | → | → | → | | 農業経営や農家生活の向上に向け、地域での活動に意欲を持って取り組んでいる女性農業者の育成 | 環境農業推進課 |
| ②団体・組織への女性の参画の促進 | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | 23 | 女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。 | 農村女性リーダーの育成 | 農村女性リーダー認定者数：288人 | 県農村女性リーダーで組織するネットワークが実施する男女共同参画研修会、学習会の開催、会報誌の発行等を委託を含め実施した。 | 男女共同参画のための意識の醸成・啓発を行うための講座・研修会の開催、事例集の作成 | 男女共同参画のための意識の醸成・啓発を行うための講座・研修会の開催、事例集の作成 | → | → | → | → | 350人<br>（H23目標） | 農業経営や農家生活の向上に向け、地域での活動に意欲を持って取り組んでいる女性農業者の育成 | 環境農業推進課 |
| ②団体・組織への女性の参画の促進 | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | 26 | 女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。 | 創業支援のための融資制度 | 中小企業制度融資金融貸付事業費（H20. 4月より創業等支援融資に名称変更） | 制度の周知に努め、利用の促進を図ってきた。 | 創業の資金面からの支援（高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する） | 創業の資金面からの支援（高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する） | → | → | → | → | | | 経営支援課 |
| ②団体・組織への女性の参画の促進 | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | 23 | 女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。 | 女性起業家の育成支援 | 管理的職業従事者に占める女性の割合　13.8%(H17年調査値） | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | → | → | → | → | キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため講座や研修を実施する。 | 女性リーダーが増加することにより、男女が共に参画する社会の実現 | 県民生活・男女共同参画課 |
| ②団体・組織への女性の参画の促進 | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | 24 | 女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。 | 女性起業家の育成支援 | 農村女性による起業活動数：59件 | 女性農業者が行う農産物加工、直接販売、農家レストラン等の活動支援を行ってきた。 | 女性農業者が行う農産物の加工、直接販売等の活動支援 | → | → | → | → | → | | 女性起業の育成 | 地域農業推進課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ②団体・組織への女性の参画の促進　（３）地域・防災分野における | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | 25 | 女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。 | 農村女性グループ、林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援 | 水産物の加工販売に取り組む漁村女性グループに、経営的な感覚が乏しく、女性が経済的に自立できるだけの取り組みには発展していない。また、グループ構成員の高齢化や固定化が進んでいる。 | ・漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援 | ・経営感覚を伴った持続的な取り組みとなるよう、専門家の派遣、講習会の開催等による継続的な助言・指導を行う。 | 専門家の派遣等による助言・指導 | → | → | → | → | 各グループへの経営的視点の導入 | ・経営感覚を伴った持続的な取組の定着<br>・漁獲物の付加価値向上と、漁村女性の地位向上に資する取組に成長 | 漁業振興課、合併・流通支援課 |
| | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | 26 | 女性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。 | 農村女性グループ、林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援 | ・地域の各種イベントに参加し、林産物などを販売し地域と交流 | ・イベントに参加し地域と交流<br>・先進地視察研修 | ・現状維持 | ・イベントに参加し地域と交流<br>・先進地視察研修 | ・活動休止 | ・活動休止 | ・H27活動再開に向けて打合せ | ・活動再開 | | 活動再開 | 森づくり推進課 |
| | | 23 | 性の経済的地位の向上と経営への参画を進めます。 | 農村女性グループ、林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援 | 農漁村女性グループ研究会会員数：518人 | 女性農業者組織が自主的に行う学習会や交流会等の開催支援を行ってきた。 | 女性農業者組織が自主的に行う学習会、交流会等の開催支援 | 女性農業者組織が自主的に行う学習会、交流会等の開催支援 | → | → | → | → | | 地産地消の推進、食文化の伝承等の情報発信 | 環境農業推進課 |
| | | | | 女性のチャレンジ・エンパワーメント支援【再掲】 | 未だ女性のリーダーは少ない<br>・県議会議員における女性議員割合　5.3%(H22.5.1)<br>・高知県職員の管理職における女性委員の割合6.1%(H22.5.1) | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | → | → | → | → | キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため講座や研修を実施する。 | 女性リーダーが増加することにより、男女が共に参画する社会の実現 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | 23 | | 人材の育成（地域産業の担い手、起業支援） | 地域産業を創造・リードする人材が不足している。 | 地域産業を創造・リードできる事業者及び支援者を育成するための研修を開催<br>①（事業者育成、ビジネス実践研修）目指せ！弥太郎　商人塾（平成22年度：基礎編のべ1，072名、応用実践編18事業者が受講）<br>②（事業者育成、ビジネス実践研修）土佐経営塾（平成22年度：本山町、土佐市の20名が受講）<br>③（支援者育成、コーディネーター研修）こうち地域産業振興人材育成塾（平成22年度：16名が受講） | 引き続き、地域産業を創造リードできる事業者や支援者を育成する研修や教育を産学官が連携して実施 | 目指せ！弥太郎商人塾等の研修や教育を実施 | 産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー」の実施 | → | → | → | → | ◆ビジネスの基礎を習得した人材の育成<br>◆応用・実践編受講者の内7割以上が、商品開発や販路開拓などの新たな事業展開につながる | ビジネスの実践力を身に付けた事業者とコーディネータースキルを身に付けた支援者が相互に連携し、地域産業を創造・リード | 計画推進課 |
| | | 24 | ・市町村との連携のもと、PTA、自治会、商工会、まちづくり推進協議会など地域における多様な意思・方針決定過程への男女の参画状況の把握に努めるとともに、男女共同参画促進のための啓発を行います。<br>・市町村が行う男女共同参画の取組を支援します。<br>・防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動などの地域活動への男女の参画が進むよ | 市町村における男女共同参画計画状況の把握及び市町村との情報交換 | ・平成22年度末、34市町村中、17市町村において計画策定（50．0%） | 市町村における男女共同参画計画状況の把握及び市町村との情報交換 | 市町村における男女共同参画計画状況の把握及び市町村との情報交換を行う。 | ・市町村における男女共同参画計画状況の把握<br>・市町村との情報交換 | → | → | → | → | 5年間の間に6町村において計画策定 | 計画策定市町村率<br>67.6%<br>（23市町村／34） | 県民生活・男女共同参画課 |
| | ①地域活動における男女共 | | | 市町村が行う男女共同参画の取組の支援 | 市町村によって、取組内容や推進に温度差がある。 | 平成21年度より、男女共同参画地域サポート事業により、市町村が主体的に行う男女共同参画に関する事業をサポート。 | 男女共同参画地域サポート事業により、市町村が主体的に行う男女共同参画に関する事業をサポート。 | 男女共同参画地域サポート事業 | → | → | → | → | 各市町村が、単独で男女共同参画に関する取組を実施 | 各市町村が、男女共同参画に関する取組を実施できる体制づくり | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | NPOやボランティア活動に関する情報の提供（ピッピネット/広報誌など） | 啓発リーフレット、ガイドブックの配布ほか、ピッピネットや月に1度のメールで情報提供している。 | NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発 | NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発 | NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発 | → | → | → | → | | NPO活動基盤整備、NPO相互交流の促進 | 県民生活・男女共同参画課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （３）地域・防災分野における男女共同 | ①地域活動における男女共同参画の推進 | 24 | ・市町村との連携のもと、PTA、自治会、商工会、まちづくり推進協議会など地域における多様な意思・方針決定過程への男女の参画状況の把握に努めるとともに、男女共同参画促進のための啓発を行います。<br>・市町村が行う男女共同参画の取組を支援します。<br>・防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動などの地域活動への男女の参画が進むよう、情報提供や意識啓発を行います。<br>・ボランティア活動、NPO等への参加促進のため、情報提供、相談活動などを通じた環境整備を進めます。<br>・NPOやボランティア等の育成・支援を行います。<br>・市町村とNPOとの協働を支援します。<br>・産業振興、地域おこし、まちづくり、観光などにおける人材の育成を支援するとともに、方針決定過程や活動への女性の参画促進を図ります。 | NPOやボランティア活動に関する情報の提供（ピッピネット/広報誌など） | ・バーチャルボランティアセンター事業<br>平成22年度　登録団体数588団体 | ・サーバー更新<br>・HPのリニューアル（H22.1月）<br>・HPの管理運営<br>・新規登録団体の開拓<br>・広報グッズの作成（H22） | ・広報グッズ活用等によるピッピネットの周知<br>・新規登録団体の開拓<br>・アンケートの実施<br>・利用者ニーズに対応した持続性のあるシステムの運営 | ・612団体<br><br>・ピッピネットの周知及び内容の充実 | | | | | こうちボランティア・NPO通信「てをつなごう」やマスメディアの広報媒体などをとおして、ピッピネットの知名度の向上を図り、より多くの県民に活用していただくとともに、ユーザーのニーズに応じた情報提供の工夫に努める。<br>団体情報における情報発信の質の向上を行いながら、登録団体の拡充をめざす。 | こうちボランティア・NPO通信「てをつなごう」やマスメディアの広報媒体などをとおして、ピッピネットの知名度の向上し、多くの県民に活用されている。<br>また、ユーザーのニーズに応じた情報提供の工夫が進んでいる。 | 地域福祉政策課 |
| | | | | NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援【再掲】 | 【高知県社会貢献活動支援推進計画の取組の推進】<br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>学習機会の提供<br>内容：NPO基礎講座、NPO経営塾、NPO経営研究会、NPO実務講座、NPO実務相談、NPOフォーラム、ボランティアガイダンス、地域づくり仕掛け人市、NPO会議室貸出<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>高知県新しい公共支援基金の造成<br>H23年3月<br><br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>高知県新しい公共支援基金事業を活用したNPO等の活動基盤の整備【H23年度～H24年度】<br><br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>新しい公共支援基金事業を活用したNPO等の活動基盤の環境整備<br><br>高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | | 第3次計画策定 | | | | NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援【再掲】 | ボランティアセンター事業実施状況（22年度）<br>・福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催<br>41名参加<br>・地域連携による福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業の実施<br>（指定社協）香美市社協、土佐清水社協<br>・ボランティアコーディネーション機能強化モデル事業の実施<br>（指定社協）南国市社協<br>・ボランティアNPO通信「手をつなごう」の発行<br>4，000部発行 | ・福祉教育推進事業<br>・養成研修事業<br>・広報啓発事業 | 地域のボランティア活動の活性化に大きな役割を果たす市町村社協のボランティアセンター機能強化を目指す。 | ・市町村社協のボランティアセンターの機能強化を図る。<br>・地域でボランティア学習の推進役となる人材を育成。 | | | | | ボランティア活動に参加する者の増<br><br>新たなボランティア層の活動の促進 | 学校と地域が連携した学習プログラムを展開し、ボランティアに対する興味や人と人とのつながりの大切さを実感できる。<br>地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制整備、環境整備を図る。 | 地域福祉政策課 |
| | | 24 | | 企業等への外部講師派遣事業の実施【再掲】 | （ソーレ）<br>「出前講座」（各種団体の依頼に応じ、サポーター講師、ソーレ職員が講師として、男女共同参画に関する講座）を実施 | （ソーレ）<br>「出前講座」を実施。平成22年度は12回開催（326名参加） | （ソーレ）<br>「出前講座」の実施 | （ソーレ）<br>「出前講座」の実施 | | | | | | 企業等における男女平等意識の向上 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 地域づくりに関する講座等の開催 | それぞれの地域での活動の視点に止まり、他の地域での取組の情報や人的なネットワークが十分ではない。 | 平成22年度には地域づくりに関する見識を深めることを目的に「地域力創造連続講座」を総務省と共催した。また、地域づくりに関わる人材の交流を目的として「地域づくり交流会」を実施した。また、地域づくり支援事業費補 | 今後も、地域づくりに関連した講座等を実施や、地域づくりに関わる人材のネットワークを構築することにより、地域づくりに対する機運を高める。 | 地域づくり交流会、地域テーマ別研修、地域づくりに関するアドバイザー派遣等の実施。 | 地域づくり交流会、地域テーマ別研修、地域づくりに関するアドバイザー派遣等の実施。（H24.7追加） | | | 事業廃止（地域づくり交流会、地域づくりテーマ別交 | 地域づくり団体やNPO、市町村等の地域づくり関係者のネットワーク構築<br><br>地域づくりのリーダーとなる人材の育成 | 地域住民が主体的に地域の課題を解決していくことができる。 | 計画推進課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （３）地域・防災分野における男女共同参画の推進 | ①地域活動における男女共同参画の推進 | 24 | ・市町村との連携のもと、PTA、自治会、商工会、まちづくり推進協議会など地域における多様な意思・方針決定過程への男女の参画状況の把握に努めるとともに、男女共同参画促進のための啓発を行います。<br>・市町村が行う男女共同参画の取組を支援します。<br>・防犯活動、高齢者の見守り活動、子育て支援活動などの地域活動への男女の参画が進むよう、情報提供や意識啓発を行います。<br>・ボランティア活動、NPO等への参加促進のため、情報提供、相談活動などを通じた環境整備を進めます。<br>・NPOやボランティア等の育成・支援を行います。<br>・市町村とNPOとの協働を支援します。<br>・産業振興、地域おこし、まちづくり、観光などにおける人材の育成を支援するとともに、方針決定過程や活動への女性の参画 | 人材の育成（地域産業の担い手、起業支援） | 地域産業を創造・リードする人材が不足している。 | 地域産業を創造・リードできる事業者及び支援者を育成するための研修を開催<br>①（事業者育成、ビジネス実践研修）目指せ！弥太郎 商人塾（平成22年度：基礎編のべ1，072名、応用実践編18事業者が受講）<br>②（事業者育成、ビジネス実践研修）土佐経営塾（平成22年度：本山町、土佐市の20名が受講）<br>③（支援者育成、コーディネーター研修）こうち地域産業振興人材育成塾（平成22年度：16名が受講） | 引き続き、地域産業を創造リードできる事業者や支援者を育成する研修や教育を産学官が連携して実施 | 目指せ！弥太郎商人塾等の研修や教育を実施 | 産業人材育成プログラム「土佐まるごとビジネスアカデミー」の実施 | | | | ◆ビジネスの基礎を習得した人材の育成<br>◆応用・実践編受講者の内7割以上が、商品開発や販路開拓などの新たな事業展開につながる | ビジネスの実践力を身に付けた事業者とコーディネータースキルを身に付けた支援者が相互に連携し、地域産業を創造・リード | 計画推進課 |
| （３）地域・防災分野における男女共同参画の推進 | ②防災分野での男女共同参画の拡大 | | | 女性団体等への自主活動への支援及び相互交流の促進 | 毎年、ソーレが行う民間団体などを対象に事業費の補助を行う「ソーレ・えいど事業」等の支援事業により民間団体等の活動を支援<br>ソーレを広く県民に周知するとともに、ソーレを日頃利用している団体の交流促進を図るため、講演会、セミナー等をメニューとした「ソーレまつり」を開催 | 「ソーレ・えいど事業」を活用し、支援。平成22年度は6団体支援<br>「ソーレまつり」での女性団体等の相互交流の促進 | （ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」<br>「ソーレまつり」の実施 | （ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」<br>「ソーレまつり」の実施 | | | | | | ・応募団体、参加団体数の増加 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | 25 | ・防災対策に女性の視点を反映させ、地域防災の取組を進めます。<br>・地域防災への女性のかかわりを促進します。<br>・災害発生時において援護が必要な方々への適切な支援対策を進めます。<br>・NPOや災害ボランティア等への女性の参画の促進のための情報提供を行います。 | 高知県おもてなし県民会議の開催 | テーマを設け年２回程度開催 | おもてなしアクションプランの進捗管理等 | おもてなしの向上につなげる取り組みの検討等<br>国際観光受入部会の設立（H27.4追加） | おもてなしの向上につなげる取り組みの検討等 | | | | | 国際観光受入のアクションプランの作成 | ・県民発意によるおもてなしが県内に拡がり各地で活動が見られる<br>・ホスピタリティを感じる観光客が増加し、リピーターにつながる | おもてなし課 |
| | | | | 観光ガイド育成事業による人材育成 | 高知県内観光ボランティア団体：20団体<br>高知県観光ボランティア連絡協議会加盟団体：20団体 | 観光ボランティア団体の個別ｋ¥研修会への支援 | 県内各地域の観光ガイド団体の連携や、質の高いガイド研修の習得を目的とする研修会の開催等<br>委託先：高知県観光ボランティアガイド連絡協議会 | 県内各地域の観光ガイド団体の連携や、質の高いガイド研修の習得を目的とする研修会の開催等<br>委託先：高知県観光ボランティアガイド連絡協議会 | | | | | | 観光ガイド団体の会員数が増加するとともに、レベルアップとガイドメニューの充実が図られる | おもてなし課 |
| | | | | 高知県防災会議等への女性の参画 | 高知県防災会議委員<br>女性委員数　０名 | 高知県防災会議条例の改正（平成22年12月）により、女性を長とする指定地方公共機関を追加 | 避難生活等に女性の視点が必要なことから、庁内から女性職員を委員として指名するほか、女性を長とする機関を新たに指定地方公共機関に指定した場合には当該機関の長に委員就任を依頼する。 | ・庁内から女性職員を委員に指名する。<br>・新たに機関を指定し定数を増やした場合には、当該機関の長に委員就任を依頼する。 | | | | | | ・防災に関する意志決定の場（防災会議）に女性の意見を反映できる体制を整える。 | 危機管理・防災課 |
| （３）地域・防災分野における | ②防災分野での男女共同参画の拡大 | 25 | | 女性防火クラブなど女性による地域防災活動への支援 | 女性防火クラブとして、相互の連絡連携を密にし、クラブの健全な発展を図るとともに、より安全で、よりよい地域社会の実現に資することを目的とし、各地域で火災予防思想の普及等に努めている。 | 女性による地域防災活動支援<br>・防火防災の啓発や災害時の初期消火や後方支援など地域に根ざした活動を行っている女性（婦人）防火クラブを支援している。 | 女性による地域防災活動支援<br>・女性防火クラブのトップリーダーの育成、資質の向上。<br>・女性防火クラブ間の連携の強化<br>・各女性防火クラブの活動の活性化のための支援。 | 女性による地域防災活動支援<br>・高知県女性防火クラブ連絡協議会の行う研修事業等への助成。<br>・女性防火クラブの設立、消火、防災訓練、研修等への助成。<br>２　女性消防団員の入団促進 | | | | | ・女性防火クラブ、クラブ員数の増加 | ・各女性防火クラブでの訓練や研修を活性化し、消防団や自主防災組織との連携を深め、地域防災力の向上を図る。 | 消防政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （３）地域・防災分野における男女共同参画の推進 | ②防災分野での男女共同参画の拡大 | 25 | ・防災対策に女性の視点を反映させ、地域防災の取組を進めます。<br>・地域防災への女性のかかわりを促進します。<br>・災害発生時において援護が必要な方々への適切な支援対策を進めます。<br>・NPOや災害ボランティア等への女性の参画の促進のための情報提供を行います。 | NPOやボランティア活動に関する情報の提供（ピッピネット/広報誌など） | 啓発リーフレット、ガイドブックの配布ほか、ピッピネットや月に1度のメールで情報提供している。 | NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発 | NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発 | NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発 | | | | | | ・各女性防火クラブでの訓練や研修を活性化し、消防団や自主防災組織との連携を深め、地域防災力の向上を図る。 | 県民生活・男女共同参画課 |
| （４）地域・防災分野における男女共同参画の推進 | ②防災分野での男女共同参画の拡大 | 25 | ・防災対策に女性の視点を反映させ、地域防災の取組を進めます。<br>・地域防災への女性のかかわりを促進します。<br>・災害発生時において援護が必要な方々への適切な支援対策を進めます。<br>・NPOや災害ボランティア等への女性の参画の促進のための情報提供を行います。 | NPOやボランティア活動に関する情報の提供（ピッピネット/広報誌など）【再掲】 | ・バーチャルボランティアセンター事業<br>平成22年度　登録団体数588団体 | ・サーバー更新<br>・HPのリニューアル（H22.1月）<br>・HPの管理運営<br>・新規登録団体の開拓<br>・広報グッズの作成（H22） | ・広報グッズ活用等によるピッピネットの周知<br>・新規登録団体の開拓<br>・アンケートの実施<br>・利用者ニーズに対応した持続性のあるシステムの運営 | ・612団体<br><br>・ピッピネットの周知及び内容の充実 | | | | こうちボランティア・NPO通信「てをつなごう」やマスメディアの広報媒体などをとおして、ピッピネットの知名度の向上を図り、より多くの県民に活用していただくとともに、ユーザーのニーズに応じた情報提供の工夫に努める。<br>団体情報における情報発信の質の向上を行いながら、登録団体の拡充をめざす。 | こうちボランティア・NPO通信「てをつなごう」やマスメディアの広報媒体などをとおして、ピッピネットの知名度の向上し、多くの県民に活用されている。<br>また、ユーザーのニーズに応じた情報提供の工夫が進んでいる。 | 地域福祉政策課 |
| （５）地域・防災分野における男女共同参画の推進 | ②防災分野での男女共同参画の拡大 | 25 | | NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援【再掲】 | 【高知県社会貢献活動支援推進計画の取組の推進】<br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>学習機会の提供<br>内容：NPO基礎講座、NPO経営塾、NPO経営研究会、NPO実務講座、NPO実務相談、NPOフォーラム、ボランティアガイダンス、地域づくり仕掛け人市、NPO会議室貸出<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>高知県新しい公共支援基金の造成<br>H23年3月<br><br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>高知県新しい公共支援基金事業を活用したNPO等の活動基盤の整備【H23年度～H24年度】<br><br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>新しい公共支援基金事業を活用したNPO等の活動基盤の環境整備<br><br>高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | | 第3次計画策定 | | | | NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | 25 | | NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援【再掲】 | ボランティアセンター事業実施状況（22年度）<br>・福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催<br>41名参加<br>・地域連携による福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業の実施<br>（指定社協）香美市社協、土佐清水社協<br>・ボランティアコーディネーション機能強化モデル事業の実施<br>（指定社協）南国市社協<br>・ボランティアNPO通信「手をつなごう」の発行<br>4，000部発行 | ・福祉教育推進事業<br>・養成研修事業<br>・広報啓発事業 | 地域のボランティア活動の活性化に大きな役割を果たす市町村社協のボランティアセンター機能強化を目指す。 | ・市町村社協のボランティアセンターの機能強化を図る。<br>・地域でボランティア学習の推進役となる人材を育成。 | | | | | ボランティア活動に参加する者の増<br><br>新たなボランティア層の活動の促進 | 学校と地域が連携した学習プログラムを展開し、ボランティアに対する興味や人と人とのつながりの大切さを実感できる。<br>地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制整備、環境整備を図る。 | 地域福祉政策課 |
| | ①雇用の場における子育て・介護環境の整備 | 26 | 子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。<br><br>子育て・介護の後の職場への復帰や再就職の支援を充実させます。 | 次世代育成支援認証制度の広報・普及促進 | ・一般事業主行動計画策定届出件数：293件（平成22年5月末）→480件（平成23年5月末）<br><br>・高知県次世代育成支援企業64社（平成22年度末） | ・750社以上の企業を訪問し、次世代育成支援企業認証制度の広報を実施（一般事業主行動計画を含む） | ・認証制度の普及<br><br>・関係法令の改正に対する企業への周知 | ・訪問企業の拡充に伴う認証企業の増加 | | | | | ・平成27年度末の認証企業数110社 | ・子育てにやさしい職場環境が整備される。<br><br>・女性の再就職の支援が充実する。 | 雇用労働政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （３）仕事と生活 | ①雇用の場における子育て・介護環境の整備 | 28 | 子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。<br><br>子育て・介護の後の職場への復帰や再就職の支援を充実させます。 | 労働関係法令等の広報・啓発・周知【再掲】 | ・高知労働局雇用均等室が対応した平成22年度の男女雇用機会均等法関係の相談件数233件（うちセクハラ相談149件） | 企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的にセミナーを実施 | 企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的に、労働局と連携し、セミナーを継続実施 | セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。 | → | → | → | → | | 職場における男女平等のさらなる意識の啓発を促進する。 | 雇用労働政策課 |
| | | | | 出産後の女性の再就職の促進(26.5追加) | H25県民世論調査<br>○女性が働くにあたっての課題<br>→第2位：出産等で退職した女性の再就職希望への支援制度がない(30.1%)<br>○女性が生き生きと働くため行政が取組んだら良いこと<br>→第2位：出産等で退職した女性が再就職する企業への支援（助成金等）（36.8%） | ・ファミリーサポートセンターの設置の支援<br><br>・特定就職困難者（母子家庭の母等）雇用開発助成金<br>＜高知労働局＞ | 出産を機に退職した女性を正規職員として雇用した企業等に対して補助金を交付し、出産後の女性の再就職の促進を図る | － | → | → | → | → | | 出産後の女性の再就職を促進する。 | 雇用労働政策課 |
| | | | | 中小企業制度融資貸付事業促進 | 中小企業制度融資貸付事業費（子育て支援企業融資）として制度化していた。 | 制度の周知に努め、利用の促進を図ってきた。 | 平成23年度に県単融資制度の見直しを行い、中小企業制度融資貸付事業費（産業活性化融資）として一本化して、対応を図っていく。 | 平成24年度に県単融資制度の見直しを行い、中小企業制度融資貸付事業費（産業活性化融資）として一本化して、対応を図っていく。 | → | → | → | → | | | 経営支援課 |
| （１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） | ①雇用の場における子育て・介護環境の整備 | 26 | 子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。 | 県職員の育児休業等の取得促進 | 知事部局<br>育児休業取得率<br><br>女性　男性<br>H22　100%　6.8%<br>H23　100%　4.6%<br>H24　100%　9.4%<br>H25　100%　9.8%<br>H26　100%　6.2%<br>H27　－%　－% | ○県職員の育児休業等の取得促進<br>平成17年3月に策定した「次世代育成支援行動計画」に基づき、次により制度等の周知を図っている。<br>・イントラネット上において、育児休業制度、育児休業体験談等を掲載（H25.2）<br>・特に男性職員に対して、所属長から制度を直接説明<br>・庁内メールで定期的に制度等を案内（H24.9～） | 男性職員の育児休業制度等に対する認識を高めるため、さらに周知に努める。 | H22.3に策定した、高知県職員次世代育成支援行動計画に基づき、子育て世代が安心して子供を産み、育てられるような職場環境づくりに努めていく。 | → | → | → | H27.3に策定した、高知県職員子育てサポートプランに基づき、子育て世代が安心して子どもを生み育てられるような職場環境づくりに努めていく。（H27.5追加） | 子育て世代の職員が安心して子どもを産み、育てられるよう、職場の中で協力し合い、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられるような職場環境づくりを目指す。 | 希望する職員全員が、育児休業及び育児短時間勤務を取得できること。 | 行政管理課 |
| | | 26 | 子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。<br><br>子育て・介護の後の職場への復帰や再就職の支援を充実させます。 | 県職員の育児休業等の取得促進 | 県立学校育児休業取得状況<br>H22　男性1名、女性76名<br>H23　男性1名、女性87名<br>H24　男性1名、女性90名<br>H25　男性1名、女性83名<br>H26　男性5名、女性84名 | ・教職員・福利課ホームページに次世代育成支援に関わる制度について掲載<br>・管理職からの職員への制度説明、声掛け。 | ・管理職や校務分掌の長の仕事の分掌についての配慮と、同僚が育児休業等の取得について十分理解し、協力する職場環境の醸成。 | ・再度の制度周知と制度利用者への理解と協力を進める。 | → | → | → | → | H27年度より新計画を周知し、実行する。 | 職員の相互理解により、取得しやすい職場環境を確立する。 | 教職員・福利課<br>（教育政策課） |
| | | 26 | | 県職員への介護休暇制度の周知 | 知事部局<br>介護休暇取得数<br>女性　男性<br>H22　1名　1名<br>H23　1名<br>H24　1名　1名<br>H25　1名<br>H26　3名　1名<br>H27　0名　1名 | ・イントラネット上において介護休暇制度の周知 | ・イントラネットによる周知 | 介護休暇を取得できる職場環境づくりに努める。 | → | → | → | → | 介護休暇を取得できる職場環境づくりに努める。 | | 行政管理課 |
| | | 26 | | 県職員への介護休業制度の周知 | 県立学校介護休暇所得状況<br>H22　男性0名、女性4名<br>H23　男性2名、女性2名<br>H24　男性0名、女性7名<br>H25　男性1名、女性4名<br>H26　男性2名、女性5名 | ・教職員・福利課ホームページに次世代育成支援に関わる制度について掲載<br>・管理職からの職員への制度説明、声掛け。 | ・管理職や校務分掌の長の仕事の分掌についての配慮と、同僚が育児休業等の取得について十分理解し、協力する職場環境の醸成。 | ・再度の制度周知と制度利用者への理解と協力を進める。 | → | → | → | → | H27年度より新計画を周知し、実行する。 | 職員の相互理解により、取得しやすい職場環境を確立する。 | 教職員・福利課<br>（教育政策課） |
| 活の調和（ワーク・ライフ・バ | ①雇用の場における子育て・介護環境の整備 | 26 | 子育て・介護が仕事と両立できる雇用環境を整えます。<br><br>子育て・介護の後の職場への復帰や再就職の支援を充実させます。 | 女性のチャレンジ・エンパワーメント支援【再掲】 | 未だ女性のリーダーは少ない<br>・県議会議員における女性議員割合　5.3%(H22.5.1)<br>・高知県職員の管理職における女性委員の割合6.1%(H22.5.1) | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | → | → | → | → | キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため講座や研修を実施する。 | 女性リーダーが増加することにより、男女が共に参画する社会の実現 | 県民生活・男女共同参画課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ②家庭や地域における子育て・介護環境の整備 | 27 | 「こうちこどもプラン」に基づき、子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、地域における子育ての支援策を充実させます。 | 広報誌による啓発推進 | ・家庭における現実の夫婦の役割分担<br>夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する場合　18．1%<br>・家事労働時間<br>女性の平均　154分<br>男性の平均　24分 | ソーレを中心に、ソーレ広報誌（ソーレ・スコープ、メルマガ）、各種講演研修会の開催。県の広報手段（広報誌、ラジオ）を活用しての周知 | こうち男女共同参画センターを拠点として、広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。県広報誌などによる周知。 | ソーレを拠点とした広報活動、県広報誌などによる広報活動 | | | 県民意識調査 | | 対前年程度の広報事業量の確保 | 男女共同参画平等意識の向上 | 県民生活・男女共同参画課 |
| （6）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（1）仕事と生活の調和（ワーク・（ワーク・ライフ・バランス） | ②家庭や地域における子育て・介護環境の整備 | 27 | 「こうちこどもプラン」に基づき、子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、地域における子育ての支援策を充実させます。 | 多様な保育ニーズに対する保育サービスの拡大への補助 | ・乳児保育実施市町村数<br>27市町村<br>・延長保育実施か所数<br>96か所<br>・休日保育実施か所数<br>1か所<br>・病児・病後児保育実施か所数<br>7か所<br>・一時預かり実施か所数<br>31か所<br>・認定こども園への移行数<br>15施設<br><br>・親育ち支援保育者育成<br>1期生　108人<br>2期生　107人 | ・多様な保育ニーズへの対応継続<br><br>・親育ち支援保育者育成研修をH22年度スタート | 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて市町村が実施した保育サービスのニーズ調査の結果に対応した保育サービスの提供ができるよう支援していく<br><br>育児不安の解消や良好な親子関係構築を支援する（親育ち支援） | 認定こども園への移行支援<br><br>親育ち支援保育者育成研修会の開催 | 保育サービスの充実を支援<br>認定こども園への円滑な移行<br><br>親育ち支援保育者育成研修会<br><br>※H26年度で事業終了 | | | | ・乳児保育実施市町村数　全市町村<br>・延長保育実施か所数　117か所<br>・休日保育実施か所数　8か所<br>・病児・病後児保育実施か所数　13か所<br>・一時預かり実施か所数　35か所<br>・認定こども園への移行数　20施設<br><br>・親育ち支援保育者育成　269名 | 子どもの健やかな育ちのために、県内どこにいても質の高い保育・教育を受けることができるようになっている。<br><br>保育所や幼稚園において日常的に親育ち支援ができる体制が整っている。 | 幼保支援課 |
| | ②家庭や地域における子育て・介護環境の整備 | 27 | 「こうちこどもプラン」に基づき、子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、地域における子育ての支援策を充実させます。 | ひとり親家庭への支援 | (H23年度末）<br>○母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸付<br>・貸付件数　137件<br>○ひとり親家庭への医療費助成<br>・受給者数　17,373人 | ・母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸付<br>・ひとり親家庭への医療費助成 | ○母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸付<br>○H26.10.1から貸付制度が父子家庭に拡大(H26.5追加）<br>○ひとり親家庭への医療費助成<br>○母子父子寡婦福祉のしおりの配布(H26.11追加）<br>○ひとり親家庭のニーズ把握(H26.11追加） | ・母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸付<br>・ひとり親家庭への医療費助成 | | | ○H26.10.1から貸付制度が父子家庭に拡大(H26.5追加）<br>○母子父子寡婦福祉のしおりの全戸配布(H26.11追加）<br>○全市町村からのニーズの聞き取り(H26.11追加） | ○ひとり親家庭実態調査を実施(H26.11追加） | 制度の周知度の向上<br>実態調査の実施(H26.11追加） | ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくりが進んでいる | 児童家庭課 |
| | ②家庭や地域における子育て・介護環境の整備 | 27 | 「次世代育成支援行動計画」に基づき、子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、地域における子育ての支援策を充実させます。 | 子育て家庭応援事業の促進 | 核家族化の進行などにより、子育てへの不安感、負担感が増大 | ○各種広報手段を活用し子育てを応援する情報の提供など<br>・出産・子育て応援サイト「こうちプレマnet」<br>・子育て応援情報紙「大きくなあれ」<br>■高知県少子化対策推進県民会議と連携した取り組み | ■こうちプレマnet<br>メルマガ配信機能の拡充情報の見直し・充実<br><br>・各種広報手段を活用した広報・啓発の充実<br>・高知県少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実 | ・各種広報手段を活用した広報・啓発の充実<br>・高知県少子化対策推進県民会議と連携した取り組みの充実 | | | | ・H27.3プレマnetリニューアル | メルマガコンテンツ作成及び配信システムについて、28年度から県内全域で活用開始するまでに改修を完了させる。<br><br>制度の周知度の向上 | 社会全体で子育てにやさしい環境づくり | 少子対策課 |
| （1）仕事と生活の調和（ワーク・ | ②家庭や地域における子育て・介護環 | 27 | 「こうちこどもプラン」に基づき、子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、地域における子育ての支援策を充実させます。 | 放課後の子どもの居場所づくりと学び場の充実 | ・放課後子どもプラン実施校率（小学校）83％ | ・放課後子どもプラン実施校率<br>（小学校）83% | ・さらなる質的充実に取り組むよう市町村を支援<br>（H24.6追加）<br><br>・子ども教室や児童クラブ等と学校・地域・家庭の連携を推進<br>（H24.6追加） | ・放課後子どもプラン実施校率<br>（小学校）84％ | 地域の実情に応じた放課後学びの場の充実 | | | | すべての小学校区で学びの場を実施<br><br>※地域の実情に応じた放課後対策の充実を推進する。 | ○学校や地域と連携し、より安全で健やかに、地域で子どもを育てる風土ができる。<br><br>○「学びの場」において、より学校との連携が進み、子どもたちが学ぶ力を身につけることができる。<br><br>※高知県教育振興基本計画重点プランの到達目標（H27） | 生涯学習課 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） | ②家庭や地域における子育て・介護環境の整備 | 27 | 「こうちこどもプラン」に基づき、子育てにおける男女の共同参画を促すとともに、地域における子育ての支援策を充実させます。 | 子育て家庭応援事業の促進 | 子育て家庭応援の店<br>・H23.7月末現在の協賛事業所数：479 | ■協賛事業所の拡大に向けた取り組み<br>・高知県少子化対策推進県民会議と連携した取り組み<br>・協賛事業所のPR | ・「子育て家庭応援の店」の協賛事業所の拡大 | 「子育て家庭応援の店」協賛事業所の拡大<br>・H23.10第3期スタート<br>・H25.10第４期スタート<br>・H27.10 第5期ス | | | | 全市町村に協賛事業所が登録されている。 | 社会全体で子育てを応援する雰囲気づくり | 少子対策課 |
| | | | | 地域における子育て支援の充実 | ・乳児保育実施市町村数　２７市町村<br>・延長保育実施か所数　８９か所<br>・休日保育実施か所数　１か所<br>・乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育・施設型）実施か所　７か所<br>・一時保育実施か所　２４か所<br>・地域子育て支援センター実施か所数　３５か所<br>・放課後児童クラブの実施か所　１３１か所 | （ソーレ）<br>・子育て世代対象講座の開催 | （ソーレ）<br>・子育て世代対象講座の開催 | （ソーレ）<br>・こども講座<br>・子育て応援講座 | | | | | ・乳児保育実施市町村数　全市町村<br>・延長保育実施か所数　１１７か所<br>・休日保育実施か所数　８か所<br>・乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育・施設型）実施か所　１３か所<br>・一時保育実施か所　３５か所<br>・地域子育て支援センター実施か所数　３５か所<br>・放課後児童クラブの実施か所　１００% | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 地域における子育て支援の充実 | 核家族化の進行などにより、子育てへの不安感、負担感が増大 | ■地域の子育て支援の充実<br>・地域子育て支援拠点施設での親子の集いの場の提供や子育て相談の実施など<br>・子育て支援アドバイザーやNPOによる子育て講座の実施<br>・地域の子育て支援者の人材育成 | ・子育て家庭の多様なニーズを踏まえた施策・取り組みの展開 | 地域子育て支援センターの機能強化等への支援<br>子育てサークル等のネットワークづくり<br>子育て支援アドバイザーの派遣や子育て講座の実施<br>子育て支援サークル等、子育て支援者に対する研修等の実施 | | | | 子育て支援センターや子育てサークルが事業を活用して利用者に効果的な子育て支援の情報や学びを提供できている。<br><br>子育てサークルの運営に関わる方が交流会を通して運営者としての悩みや課題解決の道筋を得る。 | 地域で安心して、子育てができる環境づくり | 少子対策課 |
| | ②家庭や地域における子育て・介護環境の整備 | 28 | 介護における男女の共同参画を促すとともに、介護負担の軽減に向けた支援策を充実させます。 | 地域ケア体制の整備<br>・地域で要介護者等を支えるケア体制の整備<br>・住宅のバリアフリーの推進 | ・半数以上の県民が介護が必要となっても住み慣れた自宅や地域での生活を希望<br>・中山間地域では、訪問等の効率が悪いため、必要な介護サービスが十分提供されていない。 | ■在宅で要介護者も家族も安心して暮らせるしくみづくり<br>・医療と介護関係機関の連携強化<br>・訪問看護に関する支援<br>・緊急時に利用可能なショートステイの確保<br>・市町村が実施する住宅等改造補助事業への助成 | ■在宅で要介護者も家族も安心して暮らせるしくみづくり<br>・医療と介護関係機関の連携強化<br>・訪問看護に関する支援<br>・緊急時に利用可能なショートステイの確保<br>・中山間のサービス確保対策<br>・市町村が実施する住宅等改造補助事業への助成と、適切な改造に向けて専門知識を持ったアドバイザーの派遣（H26.9追加） | 第5期介護保険支援計画・高齢者保健福祉計画の策定 | 計画に基づく実施 | | | | 医療と介護の連携体制づくり：各市町村で実施する連携事業の支援。（H26.9追加）<br>ショートステイベッドの整備：3年間で約300床<br>中山間：中山間地域において、必要な訪問、通所介護サービスが行き届く。 | ・在宅でも要介護者も家族も安心して暮らせるしくみづくりの構築 | 高齢者福祉課 |
| | | | | 相談体制の充実 | ・高齢者総合相談センターにおいて相談に応じている。 | 【高齢者総合相談センター】<br>一般県民及び市町村地域包支援センターからの相談に応じる。また弁護士等による専門相談を開催する。<br>窓口周知のためリーフレットを配布。 | ・相談窓口の更なる周知<br>・相談体制の充実 | リーフレットの配布TV、ラジオ、広報誌等による周知 | | | | | ・地域住民への周知により相談窓口の認知度を高め、相談件数の増加につなげる | 高齢者福祉課 |
| （１）仕事と生活 | ②家庭や地域に | 28 | 介護における男女の共同参画を促すとともに、介護負担の軽減に向けた支援策を充実させます。 | 介護支援情報の提供・広報・啓発【再掲】 | ・介護の実践講座の開催<br>H21～23平均3,448人 | ・介護の実践講座の開催 | 県民介護講座事業の周知を図るとともに、講座開催等により介護に対する県民の意識啓発を図る。 | 県広報誌等へ掲載参加者数3,542人 | | | | 県民介護講座事業への参加者の増 | 介護に対する県民の意識啓発 | 地域福祉政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 介護支援情報の提供・広報・啓発【再掲】 | ・地域の高齢者に関する様々な相談を受け止めサービスにつないでいく機関として、地域包括支援センターが創設された。 | ・地域包括支援センターの機能向上のための支援、県民への情報提供 | ・地域包括支援センターの機能向上のための支援、県民への情報提供 | 地域包括センター機能強化のための事業実施 | | | | | | ・地域包括支援センターが高齢者の相談窓口としての機能を発揮する。 | 高齢者福祉課 |
| | | | | 独居老人等に対するNPOやボランティア活動の促進 | ボランティアセンター事業実施状況（22年度）<br>・福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催<br>41名参加<br>・地域連携による福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業の実施<br>（指定社協）香美市社協、土佐清水社協<br>・ボランティアコーディネーション機能強化モデル事業の実施<br>（指定社協）南国市社協<br>・ボランティアNPO通信「手をつなごう」の発行<br>4，000部発行 | ・福祉教育推進事業<br>・養成研修事業<br>・広報啓発事業 | 地域のボランティア活動の活性化に大きな役割を果たす市町村社協のボランティアセンター機能強化を目指す。 | ・市町村社協のボランティアセンターの機能強化を図る。<br>・地域でボランティア学習の推進役となる人材を育成。 | | | | | ボランティアの育成支援を図る | ボランティアが育成され、独居老人等が地域で安心して暮らすことができるようになっている | 地域福祉政策課 |
| | | 28 | 介護における男女の共同参画を促すとともに、介護負担の軽減に向けた支援策を充実させます。 | 独居老人等に対するNPOやボランティア活動の促進 | 【高知県社会貢献活動支援推進計画の取組の推進】<br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>学習機会の提供<br>内容：NPO基礎講座、NPO経営塾、NPO経営研究会、NPO実務講座、NPO実務相談、NPOフォーラム、ボランティアガイダンス、地域づくり仕掛け人市、NPO会議室貸出<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>高知県新しい公共支援基金の造成<br>H23年3月<br><br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>高知県新しい公共支援基金事業を活用したNPO等の活動基盤の整備【H23年度～H24年度】<br><br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>新しい公共支援基金事業を活用したNPO等の活動基盤の環境整備<br><br>高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | | 第3次計画策定 | | | | | | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 社会で支える介護の促進 | ・介護の実践講座の開催<br>H21～23平均3,448人 | ・介護の実践講座の開催 | 県民介護講座事業の周知を図るとともに、講座開催等により介護に対する県民の意識啓発を図る。 | 県広報誌等へ掲載<br>参加者数3,542人 | | | | | 県民介護講座事業への参加者の増 | 介護に対する県民の意識啓発 | 地域福祉政策課 |
| | | | | 家事（料理）・介護の実践講座の開催【再掲】 | ・介護の実践講座の開催<br>H21～23平均3,448人 | ・介護の実践講座の開催 | 県民介護講座事業の周知を図るとともに、講座開催等により介護に対する県民の意識啓発を図る。 | 県広報誌等へ掲載<br>参加者数3,542人 | | | | | 県民介護講座事業への参加者の増 | 介護に対する県民の意識啓発 | 地域福祉政策課 |
| | | 28 | | 家事（料理）・介護の実践講座の開催【再掲】 | ・家庭における現実の夫婦の役割分担<br>夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する場合　18．1%<br>・家事労働時間<br>女性の平均　154分<br>男性の平均　24分 | （ソーレ）<br>・料理等の各種実践講座の開催 | （ソーレ）<br>・料理等の各種実践講座の開催 | （ソーレ）<br>・父と子のわくわくクッキングの開催<br>・ライフスタイル応援講座の開催 | | | | | 家庭における夫婦の役割分担のための講座や研修を実施する。 | 家庭における夫婦の役割分担の現実を理想に近づける。 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | ③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり | 29 | ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。 | 労働関係法令等の広報・啓発・周知【再掲】 | | 企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的にセミナーを実施 | 企業への男女雇用機会均等法周知やセクハラ防止などを目的に、労働局と連携し、セミナーを継続実施 | セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。 | | | | | | 職場における男女平等のさらなる意識の啓発を促進する。 | 雇用労働政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり | | | 仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進【再掲】 | ・雇用労働者総数に占める女性の割合　48．6%<br>・男女間の賃金格差（きまって支給する現金給与額：男性を100とした場合の賃金の割合）　74．3% | ・募集・採用における均等な取扱いについての事業主に対する啓発<br>・男女雇用均等法をふまえた女性の職域拡大に対する事業主への啓発<br>・労働相談の充実<br>・男女の均等な処遇に向けた企業の取り組みの奨励・支援<br>・企業への男女雇用機会均等法周知を目的とするセミナー開催<br>・国等の助成金制度を企業へ広報 | ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナー、啓発パンフレットの配布や課のホームページなどを通じた啓発 | セミナー開催や訪問による企業への啓発や課のホームページなどを通じた啓発を行う。 | → | | | | | ・女性の雇用の場が拡大される。<br>・雇用における男女平等の待遇が図られる。 | 雇用労働政策課 |
| | | | 29 | ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。 | 仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進【再掲】 | 核家族化の進行や働き方の多様化による子育てへの不安・負担感の増大 | ■各種広報手段を活用し仕事と家庭の両立のための情報の提供など<br>・出産・子育て応援サイト「こうちプレマnet」<br>・子育て応援情報誌「大きくなあれ」<br>■高知県少子化対策推進県民会議を中心に、家族の大切さや子育ての喜びを伝えるため「子育て応援フォーラム」の開催やテレビCMの放映など | ■こうちプレマnet<br>メルマガ配信機能の拡充<br>情報の見直し・充実<br>■各種広報手段を活用した広報・啓発の充実<br>■各種構成団体の取り組みの拡充 | こうちプレマnetの運営<br>・H23.7リニューアル<br>・情報の充実<br>・H27.3プレマnet リニューアル<br>子育て応援情報紙の発行<br>子育て応援フォーラム・キャンペーンの開催、実施等による子育てを応援する気運の醸成 | | | | | メルマガコンテンツ作成及び配信システムについて、28年度から県内全域で活用開始するまでに改修を完了させる。 | 企業をはじめ、社会全体で子育てに優しい環境づくりが進む | 少子対策課 |
| （１）仕事と生活の調和（ワーク・ライ | ③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり | | 29 | ライフステージに応じた仕事と生活の調和を促します。 | 女性のチャレンジ・エンパワーメント支援【再掲】 | 未だ女性のリーダーは少ない<br>・県議会議員における女性議員割合　5.3%(H22.5.1)<br>・高知県職員の管理職における女性委員の割合　6.1%(H22.5.1) | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | （ソーレ）<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | → | | | | キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため講座や研修を実施する。 | 女性リーダーが増加することにより、男女が共に参画する社会の実現 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | ②家庭や地域における子育て・介護環境の整備 | | 30 | 家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。 | NPOやボランティア活動に関する情報の提供（ピッピネット/広報誌など） | 啓発リーフレット、ガイドブックの配布ほか、ピッピネットや月に1度のメールで情報提供している。 | NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発 | NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発 | NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発 | → | | | | | NPO活動基盤整備、NPO相互交流の促進 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | 30 | 家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。 | NPOやボランティア活動に関する情報の提供（ピッピネット/広報誌など）【再掲】 | ・バーチャルボランティアセンター事業<br>平成22年度　登録団体数588団体 | ・サーバー更新<br>・HPのリニューアル（H22.1月）<br>・HPの管理運営<br>・新規登録団体の開拓<br>・広報グッズの作成（H22） | ・広報グッズ活用等によるピッピネットの周知<br>・新規登録団体の開拓<br>・アンケートの実施<br>・利用者ニーズに対応した持続性のあるシステムの運営 | ・612団体<br>・ピッピネットの周知及び内容の充実 | → | | | | こうちボランティア・NPO通信「てをつなごう」やマスメディアの広報媒体などをとおして、ピッピネットの知名度の向上を図り、より多くの県民に活用していただくとともに、ユーザーのニーズに応じた情報提供の工夫に努める。<br>団体情報における情報発信の質の向上を行いながら、登録団体の拡充をめざす | こうちボランティア・NPO通信「てをつなごう」やマスメディアの広報媒体などをとおして、ピッピネットの知名度の向上し、多くの県民に活用されている。<br>また、ユーザーのニーズに応じた情報提供の工夫が進んでいる。 | 地域福祉政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 30 | 家庭生活や地域活動に男女の参画を促す環境づくりを進めます。 | NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援【再掲】 | 【高知県社会貢献活動支援推進計画の取組の推進】<br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>学習機会の提供<br>内容：NPO基礎講座、NPO経営塾、NPO経営研究会、NPO実務講座、NPO実務相談、NPOフォーラム、ボランティアガイダンス、地域づくり仕掛け人市、NPO会議室貸出<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>高知県新しい公共支援基金の造成<br>H23年3月<br><br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>高知県新しい公共支援基金事業を活用したNPO等の活動基盤の整備【H23年度～H24年度】<br><br>（高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | （新しい公共）<br>新しい公共支援基金事業を活用したNPO等の活動基盤の環境整備<br><br>高知県ボランティア・NPOセンター）<br>講座等の学習機会の提供<br>（ソーレ）<br>「ソーレ・えいど事業」（再掲）の実施 | | 第3次計画策定 | | | | NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | 家庭生活や地域活動に男女の | NPO、ボランティア団体、地域の自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援【再掲】 | ボランティアセンター事業実施状況（22年度）<br>・福祉教育・ボランティア学習実践講座の開催<br>41名参加<br>・地域連携による福祉教育・ボランティア学習ステップアップ事業の実施<br>（指定社協）香美市社協、土佐清水社協<br>・ボランティアコーディネーション機能強化モデル事業の実施<br>（指定社協）南国市社協<br>・ボランティアNPO通信「手をつなごう」の発行<br>4，000部発行 | ・福祉教育推進事業<br>・養成研修事業<br>・広報啓発事業 | 地域のボランティア活動の活性化に大きな役割を果たす市町村社協のボランティアセンター機能強化を目指す。 | ・市町村社協のボランティアセンターの機能強化を図る。<br>・地域でボランティア学習の推進役となる人材を育成。 | | | | | ボランティア活動に参加する者の増<br><br>新たなボランティア層の活動の促進 | 学校と地域が連携した学習プログラムを展開し、ボランティアに対する興味や人と人とのつながりの大切さを実感できる。<br>地域ごとにボランティア活動に参加しやすい体制整備、環境整備を図る。 | 地域福祉政策課 |
| （２）高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 | ①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 | 31 | ・女性、男性にかかわらず高齢者の誰もがいつまでも元気で暮らすために、介護予防や生きがいづくりの推進に取り組みます。<br>・たとえ介護が必要な状態となっても、地域で安心して暮らせるよう地域ケア体制の整備や認知症高齢者対策を進めることにより、家庭における家族等の介護負担の軽減に取り組みます。<br>・高齢者が交通事故や消費者被害などにあわないように、地域での見守りを進めます。 | 介護予防と生きがいづくりの推進<br>・市町村が行う介護予防事業への支援<br>・高知県社会福祉協議会が行う健康と生きがいづくりへの支援<br>・老人クラブが行う社会参加活動への支援 | ・団塊の世代が大量退職→多様な価値観を持つ「（新）高齢者」に対する柔軟な事業展開が必要。<br>・老人クラブ組織<br>（H21年度→H22年度）<br>加入率…18.7→17.0%<br>クラブ数…824→785<br>会員数…31,954→30,386名 | 【高齢者の生きがい・健康づくり】<br>県社協が行う健康と生きがいづくりへの支援<br>（こうちシニアスポーツ交流大会の開催／ねんりんピックへの選手派遣／シニア健康づくりリーダー講習会開催／オールドパワー文化展の開催／高齢者情報誌「玉手箱」の発行／シルバー介護士活動支援事業／各種団体との連携・効力による生きがいと健康づくり支援事業）<br><br>【老人クラブの活動助成】<br>・地域老人クラブ活動助成<br>・高知県老人クラブ佳連合会活動への助成 | 【高齢者の生きがい・健康づくり】<br>・事業の活性化、効率化<br>・「（新）高齢者」を活用した事業展開<br>・どの地域に住んでいても、事業に関わることのできる環境の構築<br>・平成25年ねんりんピック高知県開催に向けた事業参加人口の拡大<br>・介護予防につなげ、地域の活性化、健康長寿を目指す。<br><br>【老人クラブの活動助成】<br>・会員の拡大と事業の活性化<br>・地域の介護予防につなげる<br>・県内最大の高齢者組織力を活かした事業の実施 | 【高齢者の生きがい・健康づくり】<br>・新たに生きがい情報拠点機能整備事業、地域生きがい活動推進事業の実施<br><br>【老人クラブの活動助成】<br>・「介護予防リーダー」の育成と仕組みづくりの実践活動の推進<br>・ねんりんピックを視野に入れた組織の強化と事業の活性化 | | 平成２５年度ねんりんピック高知県開催 | ねんりんピック開催後も連携を取り、事業を進めていくための関係づくり | | | ・高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていける社会の構築<br>・介護予防事業の観点も踏まえた生きがいづくりの構築<br>・高齢者が、それぞれの地域で活躍し、地域での見守りやボランティア活動などを通じた支え合う地域づくりに繋げていく。 | 高齢者福祉課 |
| | | | | 認知症高齢者対策の推進<br>・認知症に関する正しい知識の普及啓発<br>・介護者への支援と相談体制の確立 | ・県内の認知症高齢者<br>H22：32,722人<br>H37：36,236人<br>※いずれも推計 | 【認知症に関する正しい知識の普及・啓発】<br>・啓発パンフレットの作成、配布<br>・認知症キャラバン・メイトの養成研修を福祉保健所単位で開催<br>・キャラバンメイトフォローアップ研修会の開催<br>・企業向け認知症サポーター養成講座を開催<br>・アルツハイマーデー記念講演会の開催<br>・アルツハイマーデー街頭活動<br>【介護者への支援と相談体制の確立】<br>・認知症コールセンターの開設<br>・電話相談員に対する研修会の開催<br>・専門家を交えた事例検討会 | ・講座の講師役であるキャラバンメイトの資質向上により、幅広い人材を活用した講座を展開<br>・将来的には各市町村が主体となって講座を展開し、地域での支援体制につなげる。<br><br>・県内企業への講座開催の働きかけ<br><br>・認知症コールセンターの住民への周知及び相談体制の更なる充実 | ・市町村が主体となった県全域へのサポーター養成の普及<br>・コールセンターの相談機能の充実 | ・県全域へのサポーター養成の普及<br>・コールセンターの普及拡大 | | | | | ・認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動の充実・拡大<br>・各市町村主体での認知症サポーター養成講座の展開<br>・キャラバンメイトが地域支援の核となって活動できる体制づくり<br>・電話相談員の対応技術の強化<br>・地域住民への周知によりコールセンターの認知度を高め、相談件数の増加につなげる。 | 高齢者福祉課 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 | ①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 | 31 | ・女性、男性にかかわらず高齢者の誰もがいつまでも元気で暮らすために、介護予防や生きがいづくりの推進に取り組みます。<br>・たとえ介護が必要な状態となっても、地域で安心して暮らせるよう地域ケア体制の整備や認知症高齢者対策を進めることにより、家庭における家族等の介護負担の軽減に取り組みます。<br>・高齢者が交通事故や消費者被害などにあわないように、地域での見守りを進めます。 | 交通安全、消費生活等に関する情報提供と意識啓発 | | ・情報紙「くらしネットkochi」の発行<br>・高齢者及び高齢者周辺者対象の出前講座の実施 | ・情報紙「くらしネットkochi」の発行<br>・高齢者及び高齢者周辺者対象の出前講座の実施 | ・情報紙「くらしネットkochi」の発行<br>・高齢者及び高齢者周辺者対象の出前講座の実施 | | | | | | 県民生活・男女共同参画課 |
| （２）高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 | ①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 | 32 | 障害者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。 | 地域の相談支援体制の充実強化<br>・パーキングパーミット制度の実施 | ・障害者等用駐車区画に利用の対象とならない人が駐車をしている。<br>・駐車場管理者は、駐車している車両を見ただけで適正な利用をしているかどうかを判断することは困難（注意できない）<br>⇩<br>・障害のある方や高齢の方など移動に配慮が必要な方等に県内で共通する利用証を交付し、必要な駐車スペースを確保できるようにする制度が必要 | こうちあったかパーキング（高知県障害者等用駐車場利用証交付）制度の導入<br>①利用者を明確にするために、対象者に利用証を交付する。<br>②施設管理者の協力により、対象駐車場を登録のうえ駐車場に表示<br>③利用者は、対象駐車場を利用する際には利用証を掲示<br>H22.7 制度のPR、事業所への協力依頼<br>H22.8 パブリックコメント実施<br>H22.10 要綱制定<br>H23.1 協力事業所の登録、登録事業所の周知<br>H23.2 利用制度開始<br>中国四国各県との相互利用協定締結<br>H24.4～・全国26府県との相互利用協定締結<br>H26.2～全国31府県との相互利用協定に拡大（H26.11追加） | 民間事業者等の訪問を継続し、とくにプラスワン駐車場の拡充を図る<br>小中学生向けチラシの配布により、学校教育と連携した制度の普及啓発<br>広報誌やテレビラジオなど、様々な広報手段を通じて、制度が県民に正しく認知され、障害者等用駐車場の適正利用が徹底されるよう、制度の普及啓発を図る（H26.5追加） | | | | | | 協力施設・対象駐車場・利用証交付者数の増加 | ・障害者等用駐車場の適 正な利用が図られる。<br>・障害のある人もない人も 安心して暮らせる人にやさしいまちづくりの実現 | 障害保健福祉課 |
| | | | | 障害者の就労促進と工賃アップ<br>・働く場の確保 | ・民間企業の障害者雇用率が法定雇用率を突破<br>・市町村等において3分の1の自治体が法定雇用率未達成<br>・障害基礎年金と合わせても経済的自立が困難な工賃水準にとどまっている。 | 企業訪問活動<br>企業での職場訓練<br>実習生受入企業の確保<br>A型事業所の新設支援<br>工賃向上アドバイザー事業（H26.5修正） | ・働く場の更なる確保と職域の拡大<br>・市町村等の法定雇用率達成<br>・施設の運営に企業的な経営手法の導入 | ・企業訪問による啓発<br>・介護員資格取得研修<br>・農業分野への就労促進<br>・市町村等への雇用の要請<br>・障害者施設商品のPR<br>・官公庁からの発注促進 | | | | | ・働く場の更なる確保と職域の拡大<br>・市町村等の法定雇用率達成<br>・施設の運営に企業的な経営手法の導入 | ・一人ひとりの能力を活かし働くことができる社会の実現<br>・障害基礎年金と工賃を併せて経済的自立を実現 | 障害保健福祉課 |
| | | | | 早期発見・早期療育支援体制づくり<br>・発達障害の早期療育体制の整備 | ・早期発見・早期療育の体制整備は不十分<br>・発達障害に関する専門医が不足<br>・地域の療育機関が不足 | ・H19～発達障害者支援開発事業<br>・H22～発達障害者支援体制推進事業 | ・早期発見・早期療育の支援体制づくり<br>・発達障害専門医養成研修<br>・地域の療育機関の整備促進 | ・早期発見・早期療育に取り組む市町村への支援<br>・早期発見に関する研修会の開催<br>・ペアレントメンター養成研修<br>・発達障害に関する専門医研修<br>・地域療育機関への支援<br>・療育に携わる専門職を対象とした研修会（H26.5追加） | | | | | ・すべての市町村で早期発見・早期療育の支援体制づくりができる<br>・発達障害専門医が増加する<br>・地域の療育機関が整備される | 県内どこに住んでいても必要な時に必要な支援が提供できる体制の確立 | 障害保健福祉課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）高齢者等が安心して暮ら | ①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 | 33 | 外国人と共に生きる地域づくりを進めます。 | ホームページや情報紙などによる情報提供（高知県国際交流協会） | 情報誌として国際交流教会の活動や県内の民間国際関係団体の紹介、海外在住の県内出身者からの近況報告など年２回発行。また、ホームページや携帯サイト、インターネットにより内外の国際交流情報などの情報を広く県民や県内在住外国人に提供する。 | 国際交流教会の活動などの情報を「WINDOW」という機関紙に掲載。年間２回、各２３００部発行して広く県民や在住外国人に伝えている。また、ホームページや携帯サイトから広く県民に活動や民間国際交流活動の情報提供に努めた。 | 機関紙の発行やホームページや携帯サイトからの情報提供の継続に加え、外国語ホームページの充実を図り県内在住外国人や外国人観光客への情報提供の強化を図っていく。 | 機関紙やホームページ、携帯サイトの内容充実、また外国語ホームページの内容も充実させ、更なる情報提供強化に努める。そして、メルマガ登録者の人数も増やしていく。 | → | → | → | → | 機関紙発行部数：２３００部<br>発行頻度：年に2回以上<br>ホームページ更新：月に1回以上<br>メルマガの配信：月に1回以上 | 機関紙発行やホームページからの情報提供の継続、拡充を行い、また外国語ホームページについても英語、中国語、韓国語のページについて内容を充実させ更なる情報提供強化に努め、在住外国人や外国人観光客が楽しめ、役に立つ情報の提供を行っていく。 | 国際交流課 |
| | | | | 外国人への日本語講座の開催（高知県国際交流協会） | 日本語が不自由な外国人を対象に、日常生活に適応できるよう基礎的な日本語講座を開設。40名以上の受講者。 | 初級Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの各コースと漢字読み書きコースを設け、年間計30回講座を開催。 | 講座の継続と、質の高い講座の開催、また家庭や仕事の事情で夜の教室や土曜日の講座に参加できない外国人のための講座を平日の昼間に設置。そして、こういった講座の存在を広くPRする。 | 教室の継続、PR。また、平日昼間の日本語教室を開催し、外国人の多様な生活状況に対応できるようにする。 | → | → | → | → | 講座の継続、PRにより講座の受講生を50名以上に増やし、在住外国人が日本での日常生活に困らないよう努める。 | 継続した講座の開設やPRにより受講者を増やし、また多種多様な外国人の生活スタイルに対応できるようにし、日本での日常生活に困ることのないようにする。 | 国際交流課 |
| | | | | 日本語ボランティア講師の養成（高知県国際交流協会） | 日本語の不自由な県内在住外国人に日本語を教えることのできるボランティア講師を養成するため講座を開設。<br>能力別にコースを設け一定期間受講してもらう。 | 初級コース、スキルアップコース、日本語ボランティア研修とそれぞれ受講してもらいボランティア講師となってもらう。<br>登録者数：約２２０名 | 初級コースについては受講者数がある程度達したので、これからはもっと講師の質を高めるためスキルアップコースやボランティア研修に力を入れる。また、ボランティア講師の認知度を高め、広く活用してもらうためのためのチラシなどを制作し発行する。 | 講師の養成講座の継続、講師の質の向上、講師の認知度を高め広く活用してもらうようPR。 | → | → | → | → | 毎年スキルアップコース３０名、日本語ボランティア研修５０名に受講してもらい現在の約２２０名のボランティア講師の質の向上に努める。 | ボランティア講師の質の向上と認知度を高めることでうまく講師を活用し、高知に在住する外国人に日本語を覚えてもらい不自由なく日本で暮らしてもらう環境整備を行う。 | 国際交流課 |
| | | | | 外国人が安心して相談できる体制の充実（高知県国際交流協会） | 県内在住外国人外国人留学生などの人権・生活相談の窓口を開設を開設。 | 毎年度継続して窓口を開設。 | 人権・生活相談窓口の継続、窓口のPR、多言語に対応できるようする。 | 窓口の継続、PR、拡充 | → | → | → | → | 相談件数：１０件以上<br>言語：英語、中国・韓国語 | 相談員を増員し件数、内容ともに充実した窓口にする。 | 国際交流課 |
| | | | | 生活情報冊子の発行（高知県国際交流協会） | 2ヶ月に1回高知の文化や歴史、生活等に関係する情報を英語、日本語ルビ付きの2カ国語で発行。<br>各号１０００部発行。 | 様々な高知の情報を集め、生活情報誌として発行し、各市町村や英会話教室、外国人の集まるレストランなどに配布。 | 南海トラフ地震対策についてや緊急時についてなど生活に密着した情報や高知の文化などを紹介。同時にブログなどでも英語で情報を発信し、更なる情報発信の強化に努める。さらに、中国語など他の言語での情報誌を発行する。 | 3ヶ月に1回の情報誌の発行と、ブログでの情報発信の開始。情報発信の強化に努める。<br>さらに中国語の生活情報冊子を作成する。 | → | → | → | → | 発行部数：１０００部<br>発行頻度：三ヶ月に1回<br>少なくとも1週間に1回のブログの更新 | 県内在住のほとんどの外国人が情報誌を見て、またブログや情報誌を活用し生活するようになる。 | 国際交流課 |
| | ②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援 | 34 | 雇用・就業の安定に取り組みます。 | 職業能力開発訓練の充実【再掲】 | ・母子家庭等就業・自立センター登録者数<br>H22　213名（うち職業訓練等受講者数54名）<br>・マザーズサロン高知の新規求職者数<br>H22　1,141件 | ・長期失業状態にある母子家庭の母等の職業的自立の促進（訓練手当の支給）<br>・託児サービス付職業訓練の実施 | ・公共職業安定所との連携<br>・求職者支援制度との調整<br>・就職支援員の配置<br>（H24.6追加） | 職業訓練の充実 | → | → | → | → | 就職率：75% | | 雇用労働政策課 |
| | | | | 就職支援相談センター（ジョブカフェ）事業の充実【再掲】 | ・H23.3月末の新規高卒者の就職内定率91%。<br>・新規大卒者の就職内定率は86.3%。<br>・若年者のH23.3月末有効求人倍率0.42<br>若年者の求職者数89,191人で | ・しごと体験枠の拡充<br>・キャリアカウンセラーの増員<br>・本部及び幡多サテライトに広報員を配置 | ・新規学卒者（卒後3年以内）への支援<br>・第一次産業、介護・福祉分野への就業促進<br>・本部及び幡多サテライトに広報員を配置 | ・ジョブカフェの機能強化・幡多サテライトの体制の充実 | → | → | → | → | しごと体験受講者の正規雇用率<br>50%<br>ジョブカフェ来所者の相談件数割合<br>70% | | 雇用労働政策課 |
| | | | | 生活・就労相談の実施 | ・ハローワークジョブセンターはりまやで、求職者に対して、生活・就労相談を実施<br>相談件数：月２０件程 | ・ハローワークと連携し、求職活動の際に、生活相談もできる体制を確保し、各種相談に対応 | ・緊急基金での実施はH23年度末まで。<br>・H24以降はハローワークの相談体制の中で当該機能の維持を図る。 | →<br>（相談者数（想定）250人） | | | | | H23年度で事業終了 | | 雇用労働政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （２）高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 | ②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援 | 34 | 雇用・就業の安定に取り組みます。 | 女性のチャレンジ・エンパワーメント支援【再掲】 | 未だ女性のリーダーは少ない<br>・県議会議員における女性議員割合　5.3%(H22.5.1)<br>・高知県職員の管理職における女性委員の割合6.1%(H22.5.1) | (ソーレ)<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | (ソーレ)<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | (ソーレ)<br>・「女性リーダー養成講座」の実施<br>・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 | | | | | キャリアアップや再就職を目指す女性の支援のため講座や研修を実施する。 | 女性リーダーが増加することにより、男女が共に参画する社会の実現 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | ②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援 | 35 | 安心して親子が生活できる環境づくりに取り組みます。 | 母子家庭等就業自立支援 | (H23年度末)<br>○母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援<br>・相談件数　1522件<br>・就職決定者　109人<br>・移動相談実施数　19回<br>○母子家庭の母に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付<br>・給付人数　19人 | ○母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援<br>○母子家庭の母に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 | ○母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援<br>○母子家庭の母に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付<br>○H25年度から職業訓練等を受ける際の生活費等の給付制度が父子家庭の父に拡大(H25.9追加)<br>○ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助(H27.11追加)<br>○母子父子寡婦福祉のしおりの配布(H26.11追加)<br>○ひとり親家庭のニーズ | ○母子家庭等就業・自立支援センターにおいて自立に向けた支援<br>○母子家庭の母に対し職業訓練等を受ける際の生活費等の給付 | | ○職業訓練等を受ける際の生活費等の給付制度が父子家庭の父に拡大 | ○母子父子寡婦福祉のしおりの全戸配布(H26.11追加)<br>○全市町村からのニーズの聞き取り(H26.11追加) | ○ひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助(H26.11追加)<br>○ひとり親家庭実態調査を実施(H26.11追加) | (H28年度目標)<br>・就職者数　150人<br>・移動相談回数　25回<br>・求人登録件数　450件<br>・ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ策定による就職者数　40人<br>・高等職業訓練促進給付金件数　180件<br>(H27)<br>・実態調査の実施(H26.11追加) | ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくりが進んでいる | 児童家庭課 |
| | | 35 | 安心して親子が生活できる環境づくりに取り組みます。 | 父子家庭の地域での孤立の背景にある固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報、啓発活動 | 未だに残る男女の不平等意識<br>・実生活での男女共同参画平等意識<br>家庭生活　53%<br>地域活動　32.3%%<br>しきたり・慣習等　70.7% | ソーレを中心に、ソーレ広報誌（ソーレ・スコープ、メルマガ）、各種講演研修会の開催。県の広報手段（広報誌、ラジオ）を活用しての周知 | こうち男女共同参画センターを拠点として、広報誌作成や講演、研修会の開催等啓発事業の他、図書等利用PR事業を実施。県広報誌などによる周知。 | ソーレを拠点とした広報活動、県広報誌などによる広報活動 | | | 県民意識調査 | | | 父子家庭が地域で孤立する背景にある固定的性別役割分担意識の解消 | 県民生活・男女共同参画課 |
| | ②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援 | 36 | 自立に向けた力を高めるよう支援します。 | 社会的自立に困難を抱える若者への支援<br>・若者サポートステーションによる就学や就労に向けた支援 | ○若者サポートステーションの実績(H19～H23累積)<br>・来所延べ人数：22,644人<br>・来所相談のべ件数：9,357件<br>・登録者数：700人<br>・進路決定者数：287人<br>・進路決定率：41% | ○若者サポートステーションの実績(H19～H26. 9月末累積)<br>・来所延べ人数：41,895人<br>・来所相談のべ件数：23,237件<br>・登録者数：1,517人<br>・進路決定者数：754人<br>・進路決定率：49.7% | ○高校中退時の進路未定者を若者サポートステーションに確実に繋ぐための高校との連携強化<br>○訪問支援の強化<br>○学校、関係機関、県民への周知<br>○若者サポートステーションスタッフのスキルアップ<br>○就学希望者への学習支援の強化<br>○「若者はばたけプログラム（ソーシャルスキルトレーニング）」の開発及び普及・既存の支援プログラムの充実【新規拡充】<br>・指導者用指導所の開発 | ○若者サポートステーションへの業務委託<br>・個別相談、就学・就労に向けた支援<br>・高校と連携した中退者の進路支援<br>・訪問支援　他<br>○広報啓発活動<br>・学校関係者、関係機関への周知<br>・地区別連絡会議の開催（県内5地区）<br>○保護者学習会等の開催<br>・セミナー(2日) | | | | 若者はばたけプログラムの開発及び活用支援 | | ・若者サポートステーションの実績<br>・登録者2,036人<br>・進路決定率50% | ○多くの若者が社会的に自立する。<br>○市町村レベルの若者支援に係るネットワークが構築されるとともに、市町村や様々な支援機関が支援プログラムを活用することにより、若者の身近な地域で支援ができている。 | 生涯学習課 |
| （２）高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 | ②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援 | 36 | 自立に向けた力を高めるよう支援します。 | 民生委員・児童委員活動の充実 | ・活動しやすい環境づくり<br>・研修の実施<br>・地域見守り協定の締結と活動のPR（7事業者と協定締結） | ・活動ハンドブックの作成<br>・活動ジャンパーの作成<br>・活動費の助成<br>・地域の実情に合わせたブロック別研修の開催<br>・見守り協定の締結 | ・活動ハンドブックの活用<br>・民生委員・児童委員と行政との意見交換会の開催<br>・協定事業者の拡充<br>・複雑化する地域ニーズに対応できるよう研修の充実を図る | ・活動しやすい環境づくり<br>・必要な知識技術の取得<br>・民生委員・児童委員の活動をサポートする仕組みづくりH24.6追加 | | | | | | 民生委員・児童委員と行政等関係機関との密な連携とともに、地域住民からの理解・周知が進み、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を実現する。また、研修等の充実により民生委員・児童委員に必要な知 | 民生委員・児童委員の活動の理解・周知が進み、地域の住民の協力も得られ、民生委員・児童委員が活動しやすくなっている。 | 地域福祉政策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （３）生涯を通じ | ①自己決定の尊重 | 36 | 自立に向けた力を高めるよう支援します。 | DV被害者の保護と自立支援 | (H22年度　女性相談支援センター)<br>・相談受付件数　1,631件<br>・一時保護(同伴児者含む)<br>82世帯136人(延べ1,776人) | ・一時保護した暴力被害女性の自立に向けた取組の実施<br>・自立支援施設の運営<br>・民間シェルター運営に係る補助 | ・一時保護した暴力被害女性の自立に向けた取組の実施<br>・自立支援施設の運営<br>・民間シェルター運営に係る補助 | ・一時保護した暴力被害女性の自立に向けた取組の実施<br>・自立支援施設の運営<br>・民間シェルター運営に係る補助金 | | | | | 安心できる保護から自立への実施 | | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | 37 | 女性の身体・健康に関する自己決定が尊重される社会づくりを進めます。 | ピアカウンセラー(思春期の性や自己決定に関心のある学生)の養成【再掲】 | ・22年度十代の人工妊娠中絶実施率:10.3(女子千対)<br>人工妊娠中絶実施件数:174件 | ・ピアカウンセラーの養成(19年度まで) | ピアカウンセラー養成計画見直しを行い中止<br>(H24．6修正) | | | | | | | | 健康対策課 |
| （５）生涯を通じたからだとこころの健康支援 | ①自己決定の尊重 | 39 | 女性の身体・健康に関する自己決定が尊重される社会づくりを進めます。 | 子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施【再掲】 | ・22年度十代の人工妊娠中絶実施率:10.3(女子千対)<br>人工妊娠中絶実施件数:174件 | ・高校等で性に関する講話を実施 | 健全な心と体を維持するための教育を行う。<br>・思春期ハンドブック配布<br>・性の出前講話<br>・性に関する専門講師派遣事業 | ・思春期ハンドブックの作成<br>・性の出前講話実施 | 全女子高校生に配布<br>・性に関する専門講師派遣事業 | 女子高生(新1年生)に配布<br>男子生徒版作成・配布 | 男女共用版の作成・配布<br>思春期ハンドブックの活用 | ・10代の人工妊娠中絶件数の減少<br>・10代の人工妊娠中絶実施率:全国平均に近づく<br>(H26.9月修正) | ・児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることによって、望ましい妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶件数が減少する。(H26.9月修正) | 健康対策課 |
| （３）生涯を通じたからだとこころの健康支援 | ②生涯を通じた健康支援 | | 女性の身体・健康に関する自己決定が尊重される社会づくりを進めます。 | 子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施【再掲】 | 児童生徒の身体的、生理的発達が早まっており、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化している。 | ・子どもの発達段階に応じた性教育の実施。<br>・性教育用教材の作成<br>○指導者用資料「いきいき心と体の性教育」(改訂版)を作成し、県内の公立学校へ1冊ずつ配付<br>○「みんなで取り組もう!!『性に関する教育』」と題した指導啓発用リーフレットを全教職員及び学校医・学校歯科医・学校薬剤師に配付 | 各学校で、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育を実施する。<br>学校の教育活動全体で組織的・効果的に性に関する教育を実施できるよう教育計画に位置付ける学校を増やす。<br>児童生徒の意識・行動変容に結び付く「性に関する教育」の研究普及を図る。<br>人間関係づくりを基盤とした性に関する教育を実施する。 | 教職員対象の指導者研修会等を開催する。 | | | | | ・「性に関する教育」の指導計画を作成している学校100%<br>・「性に関する教育」の指導内容や教材などについて検討する委員会を設置している学校100%<br>・組織的に「性に関する教育」の指導内容や教材を検討している学校100%<br>・実施している性教育の内容や教材等について保護者へ周知している学校100% | 心身の発育・発達や健康について基礎的な知識を確実に身に付けた子ども、また性感染症等の予防などに関する基礎的な知識を確実に身に付けた子ども、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり望ましい人間関係を構築することができる子ども、自分の将来の夢を実現するための自己選択ができる子どもを育成する。 | スポーツ健康教育課 |
| | | 38 | 女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。 | 思春期相談センター「PRINK」における性に関する相談・啓発の実施【再掲】 | ・22年度十代の人工妊娠中絶実施率:10.3(女子千対)<br>人工妊娠中絶実施件数:174件 | ・電話、面接、メール相談実施 | ・電話、面接、メール相談実施<br>・思春期相談センター広報用カードの配布 | ・電話、面接、メール相談実施<br>・思春期相談センター広報用カードの配布 | | | | ・10代の人工妊娠中絶件数の減少<br>・10代の人工妊娠中絶実施率:全国平均に近づく<br>(H26.9月修正) | ・児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることによって、望ましい妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶件数が減少する。(H26.9月修正) | 健康対策課 |
| | | 38 | 女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。 | こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談の実施(こころの相談、健康相談、男性相談等) | (H23年度末)<br>○母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸付<br>・貸付件数　137件<br>○ひとり親家庭への医療費助成<br>・受給者数　17,373人 | ○母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸付<br>○ひとり親家庭への医療費助成 | ○母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸付<br>○ひとり親家庭への医療費助成 | ○母子家庭の母又は寡婦等に各種資金を貸付<br>○ひとり親家庭への医療費助成 | | | | | | 県民生活・男女共同参画課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （3）生涯を通じたか | ②生涯を通じた健康支 | 38 | 女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。 | 人権（女性）相談業務の実施 | 国においては地方法務局で人権相談に対応するとともに、毎年6月1日には特設人権相談所を開設している。また、県や市町村の人権啓発担当課においても、日々の業務の中で相談にも対応している。 | ホームページ等で広報し、電話や来所による相談に対し、関係機関との連携も図りながら対応を行っている。 | 今後もホームページ等で広報し、来所や電話等による人権相談に対し、関係機関との連携を図りながら対応していく必要がある。 | 人権相談事業 | | | | | | 人権相談に対し、関係機関との連携を図り、助言等対応していく。 | 人権課 |
| | | | | 思春期相談センターでの相談の実施【再掲】 | | ・電話相談・個別面接相談実施 | ・電話相談・メール相談・個別面接相談実施 | ・電話相談・メール相談・個別面接相談実施 | | | | | | 県内の思春期の子どもたちが、思春期相談センターを性に関する正しい知識を得る相談機関として気軽に利用する。 | 健康対策課 |
| （7）生涯を通じたからだとこころの健康支援 | | | 女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。 | 保健所における性や身体に関する相談の実施 | ・22年度（高知市除く）<br>不妊相談：71件<br>不妊治療費助成<br>：178件 | ・各福祉保健所で不妊相談を実施<br>・不妊に悩む方を対象とした不妊セミナー、交流会の開催<br>・担当職員の資質向上のための研修を実施 | 相談体制の充実<br>・各福祉保健所で不妊相談を実施<br>・不妊に悩む方を対象とした不妊セミナー、交流会の開催<br>・担当職員の資質向上のための研修を実施 | ・各福祉保健所で不妊相談を実施<br>・不妊に悩む方を対象とした不妊セミナー、交流会の開催<br>・担当職員の資質向上のための研修を実施 | 不妊専門相談センターを設置（不妊専門相談）<br>各福祉保健所：不妊一般相談 | | | 男性不妊専門相談の実施<br>妊娠に関する相談窓口カードの設置による相談窓口の周知 | （設定困難） | ・身近な福祉保健所において性や身体に関する様々な相談に対応できるようになる。 | 健康対策課 |
| | | | | 周産期医療の充実 | ・22年周産期死亡率<br>3.6（全国4.2）<br>・22年乳児死亡率<br>2.7（全国2.3） | ・総合周産期母子医療センターへの運営費補助<br>・産婦人科医等や新生児担当医に手当を支給する医療機関等への補助 | 周産期医療体制の維持<br>・総合周産期母子医療センターへの運営費補助<br>・産婦人科医等や新生児担当医に手当を支給する医療機関等への補助 | ・総合周産期母子医療センターへの運営費補助<br>・産婦人科医等や新生児担当医に手当を支給する医療機関等への補助 | | | | | ・周産期死亡率：全国平均以下を維持<br>・乳児死亡率：全国平均以下 | ・県内のどこに住んでいても安心で安全な出産ができる。 | 健康対策課 |
| | ②生涯を通じた健康支援 | 38 | 女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。 | 薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進 | 全国では、若年層を中心に大麻やMDMA等の合成麻薬の乱用が高水準で推移しており、これから本県での乱用も憂慮される状況にある。 | キャンペーンの実施等による薬物乱用防止対策の推進 | 若年層を中心に薬物乱用教室やキャンペーンの実施等による薬物乱用防止対策の推進 | 薬物乱用教室、キャンペーンの実施 | | | | | 他部局と連携し、全ての学校において、薬物乱用防止教室を開催する。 | 薬物乱用のない地域社会 | 医事薬務課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （３）生涯を通じたからだとこころ（３）生涯を通じたからだとこころ（５）生涯を通じた | ②生涯を通じた健康支援 | 38 | 女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。 | 薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進 | 都市の若者を中心に、大麻やMDMA等に加え、近年では危険ドラッグによる薬物乱用が増えている。 | 危険ドラッグをはじめ、薬物へのゲートウエイであるたばこや、アルコールなども含めて、児童生徒の薬物乱用の防止に向け、各種研修会の開催や広報・啓発に取り組んで来た。<br>①薬物乱用防止教育研修会の開催<br>②薬物乱用防止のための広報・啓発<br>③学校における薬物乱用防止教育の実施 | 引き続き、危険ドラッグをはじめ、薬物へのゲートウエイであるたばこや、アルコールなども含めて、児童生徒の薬物乱用の防止に向け、各種研修会の開催や広報・啓発に取り組んでいく。<br>①薬物乱用防止教育研修会の開催<br>②薬物乱用防止のための広報・啓発<br>③学校における薬物乱用防止教育の実施 | ①薬物乱用防止教育研修会の開催<br>②薬物乱用防止のための広報・啓発<br>③学校における薬物乱用防止教育の実施 | | | | | 全学校で薬物乱用防止教育の推進 | 各学校での実施率100%を目指す | スポーツ健康教育課 |
| | ②生涯を通じた健康支援 | 38 | 女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。 | 薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進 | ○平成２２年１２月９日に、「薬物対策重点強化プラン」推進計画を策定し、「薬物乱用を拒絶する機運の醸成」「いわゆる運び屋方式等による薬物密輸事犯への対処」「サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶」「薬物再乱用防止に向けた取組みの強化」の４項目を重点におき、行政、取締りの両面から、薬物乱用防止に向けて取り組んでいる。 | ○中・高・大学校等において、薬物乱用防止教室を開催している。<br>○薬物乱用防止に向け、関係機関と連携して合同キャンペーン等を実施している。<br>○初犯被疑者等に対する薬物再乱用防止に向けた情報提供を実施している。 | ○左記従前の取組みを一層徹底するとともに、インターネット掲示板に氾濫している薬物密売広告の取締り及び削除を徹底する。<br>○運び屋方式等の薬物密輸事犯を抑止するため、海上保安庁・税関・入国管理局等と連携し、取締り・広報の強化を徹底する。 | ○左記従前の取組みを一層徹底するとともに、インターネット掲示板に氾濫している薬物密売広告の取締り及び削除を徹底する。<br>○運び屋方式等の薬物密輸事犯を抑止するため、海上保安庁・税関・入国管理局等と連携し、取締り・広報の強化を徹底する。 | | | | | ・すべての小・中・高・大学において、薬物乱用防止教室を開催する。<br>・薬物密輸事犯の発生をゼロに抑える。<br>・インターネットを利用した薬物密売事犯の検挙。<br>・再犯率を50パーセント以下 | ・薬物供給の遮断と需要の根絶<br>・薬物乱用を拒絶する社会の形成 | 県警本部組織犯罪対策課 |
| | ②生涯を通じた健康 | 40 | 女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。 | 薬物乱用防止に関する相談・カウンセリングの充実 | H22年度相談件数：50件 | 相談専用電話を設置し、乱用者及び乱用に悩む家族に適切な措置を講じ、保健医療、福祉の関係機関や自助グループと連携し、乱用者及び家族へのケアができる体制づくりを推進 | 薬物乱用者及びその家族へのケアができる体制づくりの推進 | 継続的な相談業務の実施 | | | | | （設定困難） | 薬物乱用者及び乱用に悩む家族が存在しない地域社会 | 医事薬務課 |
| | | | | 学校におけるHIV（エイズ）、性感染症に関する教育の推進 | ・小学校への出前講座<br>8校、9回、235人が<br>参加。（23年度）<br>・大学祭でのエイズ予防キャンペーン<br>参加者 30人（23年度） | ・１保健所が管内の小学校で、小学６年生を対象に、HIV及び性感染症に関する出前講座を実施。<br>・大学祭で、HIVクイズを実施、HIV予防啓発パンフレット・HIV検査周知チラシを配布する。 | HIV感染症等のまん延防止のための予防啓発<br>・小学校への出前講座及び学校主体で実施する性教育授業の支援<br>・大学祭でのエイズ予防キャンペーンの実施 | ・小学校への出前講座及び学校主体で実施する性教育授業の支援<br>・大学祭でのエイズ予防キャンペーンの実施 | | | | | （設定困難） | HIV感染症等への感染及びまん延を防止することができる。 | 健康対策課 |
| （３）生涯を通じたからだと | （４）女性に対するあらゆる | 38 | 女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。 | 学校におけるHIV（エイズ）、性感染症に関する教育の推進 | HIV（エイズ）、性感染症も含めた性に関する教育実施状況<br>小学校：99.0%　中学校：99.1%　高等学校：96.3%<br>特別支援学校：85.7% | 保健体育科の授業及び、産婦人科医や助産師等の専門家等を学校に招聘し、研修会等を開催した。 | 引き続き、保健体育科の授業での学習に加え、産婦人科医や助産師等の専門家等を学校に招聘し、研修会等を開催するなど、学校におけるHIV（エイズ）、性感染症に関する教育の推進に取り組んでいく。 | （「性に関する教育」推進事業）<br>効果的指導方法の研究<br>専門医等の派遣（50回予定）<br>性に関する教育指導者研修会の開催（8月26日参加者100人予定） | | 「性に関する指導普及推進事業」<br>効果的指導方法の研究<br>専門医等の派遣（18回予定）<br>性に関する教育指導者研修会の開催（8月5日） | 性に関する指導普及推進事業指導者研修会の開催<br>（中部東部地区対象会場と西部地区対象会場を別の日程で開催） | | 全学校でHIV（エイズ）、性感染症に関する教育の推進 | 各学校での実施率100%を目指す | スポーツ健康教育課 |
| | | | | HIV（エイズ）に関する相談、検査の実施 | ・23年度<br>HIV相談：101件（内福祉保健所：28件）<br>HIV検査：661件（内福祉保健所：70件）<br>（H25.10修正） | ・電話または面接による相談の実施<br>・保健所における検査の実施 | HIV感染症等の早期発見・早期治療及び検査・相談体制の充実<br>・電話または面接による相談の実施<br>・保健所における検査の実施 | ・電話または面接による相談の実施<br>・保健所における検査の実施 | | | | | （設定困難） | ・身近な福祉保健所において、HIVや性感染症等に関する相談への対応及び検査を実施することにより、不安軽減及びHIV感染症等の早期発見・早期治療ができる。 | 健康対策課 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 自殺対策の推進 | 県内の自殺者数は、平成10年以降200人を超えて推移し、平成23年は196人だったが、自殺死亡率（人口10万対）は26．0（全国第8位）であり全国的にも高い水準にある。自殺者の性別では男性が約7割を占める。年齢別では65歳以上が最も多く次いで50歳代が多い。原因・動機別では、うつ病などの健康問題が最も多く、次いで負債などの経済・生活問題が多い。 | 平成19年から自殺対策連絡協議会及び庁内連絡会を設置、平成21年4月には高知県自殺対策行動計画を策定し、総合的な自殺対策の推進を図っている。特に、普及啓発の推進、こころの健康づくりとうつ病の早期発見・早期治療の促進、相談・支援体制の充実、自死遺族支援等取組みを進めている。 | ・普及啓発の促進<br>・相談支援体制の充実・強化<br>・うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり<br>・多重債務の相談機関やハローワークと連携した取組<br>・高齢者と在宅介護者に対する支援<br>・自殺未遂者及び自死遺族に対する支援<br>・市町村等の行政相談機関担当者や民生委員等相談に従事する人材養成<br>・市町村及び民間団体の取組に対する支援の強化<br>・いのちの電話の24時間化に向けた支援 | ・自殺予防週間等を活用したキャンペーン等による普及啓発<br>・自殺予防情報センターを中心とした相談支援体制の充実・強化<br>・かかりつけ医うつ病対応力向上研修や認知行動療法研修の実施<br>・かかりつけ医・精神科医ネットワークづくり事業<br>・多重債務相談等との合同相談会<br>・高齢者こころのケアサポーター養成研修<br>・自死遺族の分かち合いの会や遺族のための講演会開催<br>・自殺未遂者支援の仕組みづくり<br>・行政相談機関担当者や民生委員等相談に従事する人材養成研修の実施<br>・市町村や民間団体が実施する自殺対策事業への支援<br>・いのちの電話の相談環境整備や相談員養成への支援 | 24時間化 | | 自殺死亡率を平成17年と比較して20%以上減少させる（平成28年の自殺死亡率（目標）：23．7以下） | 障害保健福祉課 |
| （３）生涯を通じたからだとこころの健康支援 | （４）女性に対するあらゆる暴力の根絶 | 女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。 | ひきこもりの相談支援体制の充実・強化 | ・ひきこもり地域支援センター（20年度までは精神保健福祉センター）への相談件数の大幅増。（H19：14件→H20：19件→H21：250件（電話149件、来所101件→H22：484件（電話189件、来所295件→H23：615件（電話187件、来所428件）） | 【相談機関等のネットワークの構築・強化】<br>・ひきこもり地域支援センターの開設（H21.5～）<br>・ひきこもり支援者連絡会議の開催（H21.6～）<br>・若者サポートステーションとのケース会議、情報交換会の開催<br><br>【人材育成】<br>・市町村の保健師や地域活動支援センター職員等を対象とした人材養成研修等を実施。<br><br>【居場所づくり】<br>・家族サロン（H21.4～）や青年期の集い（H21.12～）の開催<br><br>【普及啓発の促進】<br>・相談機関リーフレットや支援ガイドブックの作成・配布による啓発を実施。<br><br>【ひきこもり専門外来の確保】<br>・医療センター精神科病棟の児童思春期の検討会での検討。 | 【相談機関等のネットワークの構築・強化】<br>・関係機関との情報交換会や学習会を定期的に実施。特に教育委員会との連携を図る。<br><br>【人材育成】<br>・市町村の保健師をはじめ各種相談機関の職員を対象に相談機能を向上させるための研修会や講座を実施し、人材養成を行う。<br><br>【居場所づくり】<br>・圏域ごとに本人や家族の居場所づくりを行う。<br>・小規模作業所開設・運営への補助（H24.6追加）<br><br>【個別支援の充実】<br>・長期間ひきこもり状態にある人に対し、多職種チームによるアウトリーチ（訪問）型支援を行っていく。<br>・SST（ソーシャルスキルトレーニング）の実施<br><br>【普及啓発の促進】<br>・ひきこもりに関する正しい知識の普及啓発や相談機関の周知を図る。<br><br>【ひきこもり専門外来の確保】 | 【相談機関等のネットワークの構築・強化】<br>・ひきこもり支援者連絡会議の開催<br>・若者サポートステーションとのケース会議、情報交換会の開催（毎月1回）<br><br>【人材育成】<br>・ひきこもり自立支援担当者人材養成研修会の開催<br>・ひきこもり支援者のための精神障害基礎講座の開催<br><br>【居場所づくり】<br>・家族サロンや青年期の集いの開催<br>・各圏域における居場所・交流の場づくりへの支援<br><br>【個別支援の充実】<br>・長期間ひきこもり状態にある人に対し、多職種チームによるアウトリーチ（訪問）型支援<br>・SSTの開始<br><br>【普及啓発の促進】<br>・支援ガイドブック、社会資源集の作成・配布。<br>・ひきこもり普及啓発地域研修会の圏域毎の開催。 | | ・全ての市町村の保健師、PSW、地域活動支援センター等に対する人材養成研修の実施<br><br>・各圏域におけるひきこもり本人及び家族の「居場所づくり」<br><br>・ひきこもり専門外来の確保 | ①ひきこもり地域支援センターを中心とする、ひきこもり本人及び家族を支援する体制の構築<br><br>②ひきこもり本人及び家族に対する社会参加、自立に向けた支援システムの確立<br><br>⑤ひきこもりに関する正しい知識の普及 | 障害保健福祉課 |
| | | 性差に応じた健康支援（がん検診） | 平成21年度の市町村がん検診受診率<br>・乳がん：20.1%<br>・子宮がん：15.4% | ・イベント等での普及啓発<br>・無料検診の実施<br>（女性特有のがん検診推進事業 | ・個別通知による受診勧奨<br>・住民組織による受診勧奨<br>・未受診理由の把握と原因解消<br>・事業主を通じた従業員等への勧奨（H24.6追加） | ・個別通知による受診勧奨<br>・住民組織による受診勧奨<br>・利便性向上対策 | ・市町村の個別通知等による受診勧奨を支援<br>・利便性向上対策の実施<br>・家庭・地域・職域からの受診勧奨<br>・高知家健康づくり支援薬局からの受診勧奨（H26.5追加）<br>・がん検診受診促進ワーキング・がん検診受診行動調査調査 | | 40-50歳代のがん検診率50%以上（市町村・職域検診の合計値） | ・がん検診が特別なものでなく、当たり前のものとして受け入れられる。 | 健康対策課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （５）生涯を通じたからだとこころの健康！（４）女性に対するあらゆる暴力の根絶 | （６）女性に対するあらゆる暴力の根絶　①女性に対するあらゆる暴力の根絶 | 38 | 女性と男性が生涯を通じて健康に生きることのできる環境を整えます。 | 生涯にわたるスポーツ活動の推進 | ○総合型地域スポーツクラブ育成状況<br>設立：24市町村32クラブ（育成率70.6%）<br>※人口規模や高齢化等の影響から総合型クラブ設立の条件が整わない地域がある。 | ○総合型地域スポーツクラブの設立に向けての適切な指導、助言やクラブの経営面・事業面に関する適切な指導、助言、巡回指導を行ってきた。<br>○専門指導者を派遣し、地域のスポーツの活性化を図ってきた。 | （広域スポーツセンター指導者派遣事業）<br>・職員による巡回指導を通して、地域の実態やクラブの実情に即した支援の取り組みを行う。<br>○高知県スポーツ推進計画の策定（H25.9追加）<br>・専門指導者の派遣に変わり、スポーツ指導者活用事業を実施（H26.4追加）<br>○総合型地域スポーツクラブ研修会（H26.11追加） | （広域スポーツセンター指導者派遣事業）<br>○巡回指導<br>・総合型地域スポーツクラブの育成支援<br>○専門指導者派遣（H25終了）<br>・未設置市町村等への派遣<br>○クラブマネジャー等を対象に研修会を実施し、クラブ運営のノウハウやクラブ間の連携を図る | | 推進計画に沿った事業展開 | | | ・設立クラブ32以上<br>・会員数10,000名以上 | ・地域の実態に応じた総合型地域スポーツクラブの育成及び会員数の増加によりスポーツへの参加機会が向上している。<br>・総合型クラブ未設置町村においても健康づくりやスポーツ活動への参加機会が向上している。 | スポーツ健康教育課 |
| | | 39 | 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力のない社会づくりを進めます。<br>市町村や児童相談所、警察、民間団体等との連携を強化し、相談等の機能の充実を図ります。<br>配偶者からの暴力を未然に防止するため、交際相手間の暴力防止に関する啓発を行います。 | DVや買売春の根絶啓発<br>配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実 | ・DV防止法周知度（内容含む）33.6%<br>・DVの周知度（内容含む）80.2%<br>（H22年度　女性相談支援センター）<br>・相談受付件数　1,631件<br>・一時保護（同伴児者含む）82世帯136人（延べ1,776人） | ・DV防止に係る広報、啓発<br>・女性相談員による相談及び指導の実施<br>・巡回相談及び法律相談の実施<br>・自立支援施設の運営 | ・DV防止に係る広報、啓発<br>・女性相談員による相談及び指導の実施<br>・巡回相談及び法律相談の実施<br>・自立支援施設の運営 | ・DV防止に係る広報、啓発<br>・女性相談員による相談及び指導の実施<br>・巡回相談及び法律相談の実施<br>・自立支援施設の運営 | | | | | DV防止法及びDVの十分な理解 | | 県民生活・男女共同参画課 |
| （４）女性に対するあらゆる暴 | ①女性に対するあらゆる暴力の | 39 | 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力のない社会づくりを進めます。<br>市町村や児童相談所、警察、民間団体等との連携を強化し、相談等の機能の充実を図ります。<br>配偶者からの暴力を未然に防止するため、交際相手間の暴力防止に関する啓発を行います。 | DVや買売春の根絶啓発<br>配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実 | マスコミ等を利用した広報による啓発を実施。女性からの相談体制を充実させるため、「女性に対する暴力対策員」制度を継続している。 | マスコミ等を利用した広報による啓発。「女性に対する暴力対策員」制度の継続。職員に対する研修の実施。男女間トラブル等への組織的な対応と関係機関との連携による保護対策の推進。<br>専用相談電話「犯罪被害者ホットライン」の設置・運用。 | これまでの取組の継続実施し、職員の能力を向上させるための研修を充実させる。また、女性被害相談電話「レディースダイヤル110番」において相談を受理し、適切に対応する。（H27.11修正） | これまでの取組の継続実施し、職員の能力を向上させるための研修を充実させる。 | | | | | | 警察職員の相談・カウンセリング能力の充実を図る。 | 県警本部生活安全企画課、県民支援相談課（生活安全企画課、企画課） |
| | | | | こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談の実施（こころの相談、健康相談、男性相談等）【再掲】 | こうち男女共同参画センター「ソーレ」においてこころの相談、健康相談、男性相談等の相談業務を実施 | こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談の実施（こころの相談、健康相談、男性相談等）<br>H22年度相談件数1,283件 | こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談の実施（こころの相談、健康相談、男性相談等） | こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談の実施（こころの相談、健康相談、男性相談等） | | | | | | | 県民生活・男女共同参画課 |
| （４）女性に対するあらゆ | ①女性に対するあらゆる暴 | 39 | 女性と男性の間に生じるあらゆる暴力のない社会づくりを進めます。<br>市町村や児童相談所、警察、民間団体等との連携を強化し、相談等の機能の充実を図ります。<br>配偶者からの暴力を未然に防止するため、交際相手間の暴力防止に関する啓発を行います。 | 人権（女性）相談業務の実施【再掲】 | 国においては地方法務局で人権相談に対応するとともに、毎年6月1日には特設人権相談所を開設している。また、県や市町村の人権啓発担当課においても、日々の業務の中で相談にも対応している。 | ホームページ等で広報し、電話や来所による相談に対し、関係機関との連携も図りながら対応を行っている。 | 今後もホームページ等で広報し、来所や電話等による人権相談に関係機関との連携を図りながら対応していく必要がある。 | 人権相談事業 | | | | | | 人権相談に対し、関係機関との連携を図り、助言等対応していく。 | 人権課 |
| | | | | DV被害者の保護と自立支援【再掲】 | （H22年度　女性相談支援センター）<br>・相談受付件数　1,631件<br>・一時保護（同伴児者含む）82世帯136人（延べ1,776人） | ・一時保護した暴力被害女性の自立に向けた取組の実施<br>・自立支援施設の運営<br>・民間シェルター運営に係る補助 | ・一時保護した暴力被害女性の自立に向けた取組の実施<br>・自立支援施設の運営<br>・民間シェルター運営に係る補助 | ・一時保護した暴力被害女性の自立に向けた取組の実施<br>・民間シェルター運営費補助金 | | | | | 安心できる保護から自立への実施 | | 県民生活・男女共同参画課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の推進 | ・現行計画策定期間19～23年度<br>・23年度中に次期計画を策定 | 高知県DV被害者支援計画の推進 | 高知県DV被害者支援計画の推進 | 第2次高知県DV被害者支援計画の策定 | 高知県DV被害者支援計画の推進 | | | | 支援計画の着実な推進によるDV被害の減少 | | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)の機能の充実 | (H22年度　女性相談支援センター)<br>・相談受付件数　1,631件<br>・一時保護(同伴児者含む)<br>82世帯136人(延べ1,776人) | 休日及び夜間電話相談等の実施 | ・休日及び夜間電話相談等の実施<br>・被害者に対するケアの充実強化 | ・休日及び夜間電話相談等の実施<br>・被害者に対するケアの充実強化 | | | | | 配偶者暴力相談支援センターの機能の周知 | | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 女性に対する暴力防止ネットワークの構築、連携の強化 | (H22年度)<br>DV対策連携支援ネットワーク会議・研修会の開催　参加者32団体、53人<br>DV被害者支援関係職員実務研修会の開催<br>(3か所)参加者80人 | ・DV対策連携支援ネットワークの拡充<br>・各種研修会等による連携の強化及び支援スキルの向上 | ・ネットワーク参加機関の拡充<br>・ネットワーク会議や各種研修会等の実施を通じた連携の強化及び参加機関の意識レベルの統一 | DV対策連携支援ネットワーク会議及び各種研修会の実施 | | | | | ネットワークによるセーフティーネットの構築 | | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 相談関係者に対する研修・啓発 | (H22年度ソーレ)<br>相談員スキルアップ研修　3回開催(延べ96名参加)<br>(H22年度女性相談支援センター)<br>DV対策連携支援ネットワーク専門者研修会　32団体53名参加<br>ブロック別研修会　3地区80名参加 | (ソーレ・女性相談支援センター)<br>・相談員(職員)スキルアップ研修等の実施<br>・関係機関相談員のスキルアップ研修の実施 | (ソーレ・女性相談支援センター)<br>・相談員(職員)スキルアップ研修等の実施<br>・関係機関相談員のスキルアップ研修の実施 | (ソーレ・女性相談支援センター)<br>・相談員(職員)スキルアップ研修等の実施<br>・関係機関相談員のスキルアップ研修の実施(保健師含む) | | | | | 相談関係者のスキルアップによる効果的な支援の実施 | | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | デートDVに関する啓発及び情報提供 | (H22年度)<br>・DV防止啓発講演会の開催1回(101名参加) | (ソーレ)<br>・DV防止講座事業の開催<br>(女性相談支援センター)<br>・大学生との協働による「デートDV予防カード」の | (ソーレ)<br>・DV防止講座事業の開催<br>(女性相談支援センター)<br>・学生に対するデートDV防止の広報、啓発 | (ソーレ)<br>・DV防止講座事業の開催<br>(女性相談支援センター)<br>・学生に対するデートDV | | | | | デートDVの予防・周知 | | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | DV被害者を支援するNPOの育成・協働の推進 | ・自立支援施設等の運営等をNPO法人に委託<br>・NPOと協働した広報啓発活動の実施 | ・自立支援施設等の運営等をNPO法人に委託<br>・国際ソロプチミスト等による相談カードや啓発チラシの作製、配布 | 連携・協働の強化 | 連携・協働の強化 | | | | | DV被害者支援に協働で取り組むNPO法人等の増 | | 県民生活・男女共同参画課 |
| | | | | 被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進 | 性犯罪の捜査に際しては、女性捜査員を活用しつつ迅速、適正な捜査を実施している。被害者の精神的負担を軽減するため、性犯罪捜査用ダミー人形を活用している。<br>平成22年中の女性被害認知件数<br>・強姦5件<br>・強制わいせつ31件(H24.6修正) | 性犯罪の捜査における女性捜査員の活用。被害者の精神的負担を軽減するため、性犯罪捜査用ダミー人形の活用。指定性犯罪捜査員制度の継続実施。<br>・被害者支援に関する意識の醸成<br>・専用電話による相談受理体制の確立<br>・性犯罪捜査に関する被害者の精神的負担の軽減<br>・各種公費負担制度の充実 | ・被害者のニーズの的確な把握<br>・個々の捜査員の対応能力の向上<br>・被害者の精神的・経済的負担の軽減 | ・被害者のニーズの的確な把握<br>・個々の捜査員の対応能力の向上<br>・被害者の精神的・経済的負担の軽減 | 高知県警察被害者支援推進計画に基づき推進<br>(H24.6修正) | | | | 事案に応じて漏れなく的確に対応する。 | 被害者のニーズに応えた総合的かつ継続的な被害者支援を推進する。 | 県警本部県民支援相談課(生活安全企画課、企画課) |